

平成29年度

■ 年 報 ■

第25号

四日市市立博物館

四日市市立博物館の使命

1 市民の創造性を高めます。

これからの豊かなまちづくりには市民の創造性が必要です。文化の振興によって創造性豊かな人材を養成し、市民の活力を引き出して都市の力を高め、市外からも創造的な人材が集まるようにして魅力ある都市を形成していくことが理想です。その実現のために四日市市の文化資産のひとつである市立博物館は、市民一人ひとりの多様な個性に対応し、文化の多様性を認め合いながら、それぞれがより豊かな個性に育っていくよう、多彩な内容のものを学習できる機会を作っていきます。これまで地域に培われてきた文化を伝えるだけでなく、市民一人ひとりの個性の創造に寄与してその成果として現れる新たな文化の創造に尽くしていきます。

2 郷土を大切にすることを育みます。

郷土から世界の国々、果ては宇宙に至る多様な自然、歴史や文化について、様々な角度から取り上げます。直接あるいは他地域との違いにより間接的に郷土に対する市民の理解を深め、そのことにより、よりよいまちづくりの基盤を形成し、郷土を大切にすることを育むとともに、他の地域や外国との発展的な関係を生む基礎を形成します。

3 世代をつなぎます。

これまで当博物館は、公立の施設としての特色を活かして、郷土の先人が創り出した文化遺産を保全し、知識を蓄えてきました。これらは、郷土のかけがえのない文化的財産であり、今後もこれらの蓄えを増やし、効果的に運用しながら確実に次の世代に引き継ぎ、世代と世代をつないでいきます。また、これらの文化的財産を活用した世代間の交流の場をもち、永続的に市民文化を継承するとともに、この地域の新たな特色ある文化の創造に寄与します。

4 歴史を未来に活かします。

四日市市立の当博物館は、四日市市の行政組織のひとつとして、これまでに蓄えた歴史的資料や知識、施設を活用し、われわれが現在直面している様々な問題について考える場としての役割を担い、よりよいまちづくりを目指します。

5 学校教育をより豊かなものにします。

学校教育のカリキュラムに対応した展示やプラネタリウム投映を実施し、教科書では行うことのできない方法で子どもたちに歴史や自然科学を体験させ、教室での授業をより豊かなものとします。また、質の高い文化・芸術にふれることにより、豊かな人間性を備えた子どもが育成されるよう学校教育を支援します。

平成 29 年度は、四日市市が市制を施行して 120 周年を迎えることから、「過去を知り、未来を想う博物館」をコンセプトに、リニューアルオープン 3 年目の博物館では、平成 28 年度に引き続き、併設の「四日市公害と環境未来館」と連携を図りながら、市内外、県外、海外から多くの来館者を迎えました。リニューアル効果が薄れ、昨年度を下回ったものの、常設展の観覧者は 5 万人を超え、映し出す星の数で世界一に認定されたプラネタリウムでは昨年度に続き 6 万人に達し目標を上回ることができました。

展覧会は、市制施行 120 周年を記念して、地元に着目した展覧会を中心に 4 本実施し、観覧者数は合計 1 万 3 千人余りとなりました。

プラネタリウムでは、季節ごとに 3 種類（一般番組、ファミリー番組、星空番組）の番組と夜間特別番組、未就学児とその家族を対象とした「はじめてのプラネタリウム」を放映しました。また、どなたにもプラネタリウムを楽しんでいただくために、「はじめてのプラネタリウム」を除く全ての番組にそれぞれ 1 回ずつ字幕付き放映を実施しました。これにより、幼児から大人まで幅広い年齢層の方々に楽しんでいただくことができました。

今後も、博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館を総称した「そらんぽ四日市」が、本市ならではの施設として、多くの人に学び、考え、楽しんでもらえるように、本市の魅力を発信していきます。

※ なお、記載にあたっては、個人・団体の敬称は省略させていただきました。ご了承ください。

平成 30 年 8 月

目 次

年報発刊にあたって	1
目 次	2
I 事業概要	
1 博物館事業	
1 常設展	3
2 企画・特別展	3
3 教育普及事業	6
4 資料収集保存事業	10
5 調査研究事業	12
2 プラネタリウム事業	
1 GINGA PORT 401	13
2 プラネタリウム投映事業	13
3 天文教育普及事業	21
II 管理・運営	
1 組織	25
2 決算	26
3 博物館協議会	28
4 施設の利用	29
5 年報の発行	29
6 利用状況	29
7 関係法規	32
III 施設概要	38
IV 利用案内	41
四日市市楠歴史民俗資料館	
I 事業概要	
1 これまでの経緯	42
2 事業	43
3 施設の利用	44
4 利用状況	45
5 関係法規	46
II 施設概要	50

I 事業概要

1 博物館事業

1 常設展

「時空街道」

平成 27 年 3 月 21 日にリニューアルオープンした常設展「時空街道」の基本テーマは、「四日市のまちのあゆみと、人々のくらしの変化」。

資料を展示ケースに並べる従来の展示とは大きく異なり、各時代を特徴づける原寸大の建物を再現し、観覧者が展示空間の中に立つことで歴史を体感することを目的としている。

常設展示室 2 階に新たに併設された四日市公害と環境未来館との展示の連続性を保つため、博物館では原始・古代、中世、近世の時代を、四日市公害と環境未来館では近代・現代の時代を扱い、両館を一連の流れの中で観覧することにより、四日市の古代から現代までのあゆみを概観できるようにしている。



「丹羽文雄記念室」

文化勲章受章作家で名誉市民の丹羽文雄の業績を永く伝えていくために、平成 18 年 12 月 9 日に丹羽文雄記念室を開館した。

平成 29 年度常設展示

開館日数	292 日
観覧者数	50,595 人
観覧料	無料

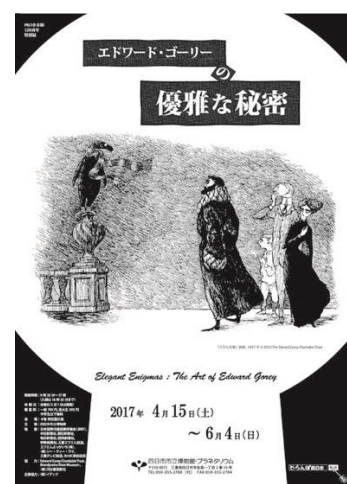
2 企画・特別展

本年度は、特別展 1 本、企画展 2 本、特別企画展 1 本の計 4 本の展覧会を開催した。

(1) 特別展 I 「エドワード・ゴリーの優雅な秘密」

- [主 催] 四日市市立博物館
[後 援] 日本国際児童図書評議会 (JBBY)、
中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、
伊勢新聞社、三重エフエム放送、
エフエムよっかいち(株)、
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、
NHK津放送局
[協 力] Edward Gorey Charitable Trust、
Brandywine River Museum、(株)河出書房新社
[企画協力] (株)イデッフ

- 会 期：4 月 15 日(土)～6 月 4 日(日) 45 日間
- 観覧者数：3,329 人
- 観覧料：一般 700 円、高校大学生 500 円、中学生以下無料
- 関連行事
○ワークショップ「絵封筒をつくろう」



日 時：4月30日（日）10:00～12:00 参加者：5人

講 師：伊藤義浩（当館指導主事）

○ワークショップ「削って描こう」

日 時：5月21日（日）10:00～12:00 参加者：7人

講 師：伊藤義浩（当館指導主事）

■担当者所感（企画普及係 伊藤義浩）

海外の著名作家であるエドワード・ゴーリーの作品を展示した本展では、ゴーリーの不思議な世界観を展示会場内に表現することで、来館者に没入感をもって、緻密な線描を具に鑑賞していただくことができるよう、展示レイアウトやライティングの工夫を行いました。

また、非常に熱心なファンの多い作家でもある為、市内だけではなく、市外・県外からの来館をいただけるよう、インターネットを利用した情報提供や県外のフリーペーパーへの掲載依頼を積極的に進めました。アンケートによる203の調査数の内、63.2%の方が市外・県外からの来館者となりました。また、展覧会期間を通して開催された展覧会企画「ゴーリーへの手紙」では、市外や遠方の県外からも参加をいただき、広く集客を図ることができました。

その一方で、市内からの来館者が伸び悩んでいたと見られ、入場者数が3,329人に終わる結果となったのではないかと考えられます。

(2) 企画展Ⅰ 「メイド・イン・ヨッカイチ」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、
伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、
三重テレビ放送、NHK津放送局

[助 成] (公財)岡田文化財団

[協 力] 四日市商工会議所

■会 期：8月1日(火)～9月10日(日) 37日間

■観覧者数：1,826人

■観 覧 料：一般500円、高校大学生300円、中学生以下無料

■関連行事

○ギャラリートーク

日 時：8月20日（日）・27日（日）、9月3日（日）・10日（日） 14:15～1時間程度

参加者：計50人

講 師：当館職員

■担当者所感（企画普及係 廣瀬毅）

夏休み時期であったが、観覧者数は1,826人ときわめて少なく、観覧者の満足度も57%と低迷した。展示資料が多い割には、ストーリーが乏しく、四日市市の近代化を語るには物足りなく感じられたようだ。市内の企業にも協力をいただき、産業の多様性を紹介したが、もっと多くの企業の協力を仰ぐべきだった。反省を今後の活動に役立てていくこととしたい。

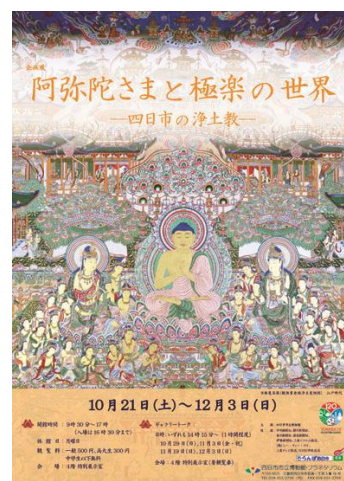
ただ、この展覧会が、四日市の近代化を物語る貴重な資料の保存につながったことは特筆したい。茨城県の関東鉄道に残る関西鉄道四日市工場で製造された貨車（明治33年製）が会期中の8月下旬に廃棄されることを、この展覧会の報道で知った地元有志らが、関東鉄道に交渉し、譲渡のうえ、いなべ市にある貨物鉄道博物館に保存されることが決まった。展覧会を通じて貴重な資料の保存につながる、人々の行動が起きたことは大きな喜びとなった。



(3) 企画展Ⅱ 「阿弥陀さまと極楽の世界」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、
伊勢新聞社、三重エフエム放送、(株)シー・ティー・ワイ、
三重テレビ放送、NHK津放送局



- 会 期：10月21日(土)～12月3日(日) 38日間
- 観覧者数：2,825人
- 観 覧 料：一般500円、高校大学生300円、中学生以下無料
- 関連行事

○ギャラリートーク

日 時：10月29日(日)、11月3日(金・祝)・19日(日)、12月3日(日)
14:15～1時間程度

参加者：計129人

講 師：田中伸一(当館学芸員)

- 担当者所感(企画普及係 田中伸一)

本展は、市域の歴史形成に大きな役割を果たしたと思われる浄土真宗を中心とした阿弥陀信仰をテーマに、郷土への愛着、誇りを高める狙いと平成7年度から実施した市内寺院所蔵品調査の成果を一部報告することで、資料調査という博物館の基本活動を知ってもらおうという目的も兼ね備えたものである。

(1) 観覧者等の評価

おおむね満足してもらい好評を得た。

(2) 所蔵寺院や管理者との人脈

人脈を広く構築できたことも今後の活動に実りを与えたと考える。

(3) 資料の評価(調査研究への展望)

ほとんどの資料が、一度は調査しているものであったが、かなり時間を経過していることもあって、新たに気づいたことも度々あった。

(4) 特別企画展Ⅰ 「なつかしいくらしと昭和の元気なこどもたち」

[主 催] 四日市市立博物館

[後 援] 中日新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、
読売新聞中部支社、伊勢新聞社、三重エフエム放送、
(株)シー・ティー・ワイ、三重テレビ放送、
NHK津放送局

[助 成] (公財)くわしん福祉文化協力基金

[企画協力] 東映株式会社

- 会 期：平成30年1月2日(火)～2月28日(水) 49日間
(平成30年1月25日(木)大雪のため臨時休館)

■観覧者数：5,755人

■観 覧 料：一般400円、高校大学生300円、中学生以下無料

■関連行事

○記念講演会「四日市の昭和の鉄道～八王子線物語～」

日 時：1月28日(日) 13:30～15:00 参加者：計63人

講 師：四郷郷土資料保存会のみなさま

○昭和の名人に学ぼう！

日 時：1月8日(月・祝)・21日(日)、2月12日(月・休)・25日(日) 14:15～15:15

参加者：計80人

講 師：当館職員、博物館ボランティア

- 担当者所感(企画普及係 伊藤義浩)

昭和時代を経験してきた観覧者には思い出深い昭和の日々を懐かしんでいただけるように、また見学を訪れた小学生にはくらしの変化を展示から学び取ることができるよう、レイアウトの工夫を行いました。

また、博学連携を進めるため、各学校の先生方が博物館の展示を活用して児童・生徒たちに発問を投げかけたり、子どもたちの考えを引き出しながら、博物館を教室として活用することができるよう、授業用のスペースやワークシートを準備することで、能動的に本展を利用していただけました。



(5) 学習支援展示

小・中学校での学習を博物館の所蔵する資料によってより深めてもらうための展示

①大昔の四日市 - 弥生時代と古墳時代 -	3月18日(土)～ 5月7日(日)	3Fロビー・白里亭	7,273人 (29年度分)
②四日市空襲と戦時下の暮らし	6月13日(火)～ 9月3日(日)	3Fロビー・白里亭 2F常設展示一部	17,430人
③大昔の四日市 - 弥生時代と古墳時代 -	平成30年 3月17日(土)～ 5月6日(日)	3Fロビー・白里亭	1,735人 (29年度分)

(6) 特別陳列

常設展「時空街道」に関わる資料や博物館のコレクションをテーマ別に紹介する展示

① 館蔵品展 I 新収蔵品展	5月13日(土)～ 6月4日(日)	白里亭	3,164人
② 特別陳列 日本画名品展	9月9日(土)～ 9月24日(日)	白里亭	1,652人
③ 館蔵品展 II 四日市の近代を支えた人①	9月30日(土)～ 10月29日(日)	白里亭	5,762人
④ 館蔵品展 III 四日市の近代を支えた人②	11月3日(金・祝)～ 12月3日(日)	白里亭	4,702人
⑤ 館蔵品展 IV お正月～戊年～	12月9日(土)～ 平成30年1月28日(日)	白里亭	4,295人
⑥ 館蔵品展 V 四日市の風景	2月3日(土)～ 3月11日(日)	白里亭	5,450人

3 教育普及事業

(1) 時空街道ツアー

体感型常設展「時空街道」を、4がつく日曜日に、博物館ボランティアが案内するツアー（各日 14:15 から約 1 時間）

5月14日(日)	1人
6月4日(日)	4人
8月14日(月)	13人
12月24日(日)	15人
平成30年1月14日(日)	0人
2月4日(日)	0人
3月4日(日)	1人

(2) ミュージアムセミナー「四日市の120年」

当館学芸員と気鋭の研究者による、「道」をテーマにしたセミナー。

7月22日(土)	四日市公害と環境改善のあゆみ	大杉邦明(四日市公害と環境未来館学芸員)	6人
----------	----------------	----------------------	----

8月19日(土)	港からみた近代 四日市のあけぼの	石原佳樹(三重県文化振興課県史編さん班)	15人
9月2日(土)	小左衛門と伝七 近代産業の幕開け	吉村利男(三重県史編集委員)	40人
10月14日(土)	四日市の鉄道	廣瀬毅(当館学芸員)	20人
11月11日(土)	四日市の工業化のあゆみ	佐藤誠也(三重フィールド研究会会長)	11人
12月2日(土)	近現代の萬古焼	田中伸一(当館学芸員)	16人

(3) 古文書で知る江戸時代

古文書などの資料を使って江戸時代の暮らしや社会を知る講座。

4月8日(土)	古文書を読む前に①	59人
5月13日(土)	くずし字を読み解く①	67人
6月17日(土)	くずし字を読み解く②	62人
7月8日(土)	古文書を読む①	67人
8月5日(土)	古文書を読む前に②	72人
9月9日(土)	くずし字を読み解く③	65人
10月7日(土)	くずし字を読み解く④	62人
11月4日(土)	古文書を読む②	57人
12月16日(土)	古文書を読む前に③	65人
平成30年 1月20日(土)	くずし字を読み解く⑤	49人
2月10日(土)	くずし字を読み解く⑥	63人
3月3日(土)	古文書を読む③	50人

(4) 大人の社会科

博物館に興味を持つ大人(中学生以上)を対象にしたワークショップ

5月14日(日)	博物館バックヤードツアー	10人
7月9日(日)	学芸員体験	3人
9月3日(日)	風呂敷 和のラッピング	2人
11月12日(日)	ヒンメリをつくろう	25人
12月10日(日)	水引細工でお正月	26人
3月19日(日)	和綴じに挑戦	12人

(5) 「子ども博物館教室 親と子のプチわーくしょっぷ」

親子でふれあいながら作品をつくり、展覧会や博物館に興味をもってもらう、幼児を対象にしたワークショップ。

6月4日(日)	いろのふしぎ	108人
11月5日(日)	きのみでつくろう	37人

(6) 「子ども博物館教室 ワークショップ」

子どもたちが展覧会や博物館、また年中行事等に興味をもてるよう、楽しい教室や
 工作を行う小学1年生から4年生を対象にしたワークショップ。

4月23日(日)	まが玉をつくろう	42人
6月25日(日)	たなばたかざり	22人
7月23日(日)	自然素材で立体アート	67人
10月29日(日)	からくりおもちゃをつくろう!	39人
12月3日(日)	お正月	35人
平成30年 1月14日(日)	むかしの道具を使ってみよう	8人
1月28日(日)	むかしのおやつをつくってみよう	17人
2月11日(日)	昭和っ子のあそび	65人
2月18日(日)	ひなまつり	22人

(7)「子ども博物館教室 ジュニア学芸員養成講座」(定員20人) 【参加費:無料】
 博物館や学芸員の仕事に興味をもつ子どもたちを対象にした教室。

5月28日(日)	パネルのつくりかた	4人
6月18日(日)	四日市空襲の話を知ろう	33人
8月6日(日)	時空街道で郷土研究	10人
10月15日(日)	美術品に触れよう	0人
11月19日(日)	博物館バックヤード探検	11人

(8)「丹羽文雄記念室」関連
 朗読会や上映会を通して、丹羽文雄の作品世界をより知ってもらうための行事。

4月16日(日)	作品朗読会「厭がらせの年齢」	5人
平成30年 3月18日(日)	原作映画上映会「続 飢える魂」	15人

(9)「いちにの散策よっかいち」
 まちなかで小さな発見を楽しむ散歩のようなフィールドワーク。

5月20日(土)	富田の東海道	8人
10月28日(土)	丹羽文雄 ゆかりの地を歩く	3人
平成30年 3月17日(日)	川島を歩く	6人

(10) 博物館実習(大学生・大学院生対象)
 8大学10人 8月29日(火)~9月8日(金)の平日8日間

(11) 教員のための研修
 スパイラル研修 5人 体験的博物館講座 17人

(12) 中学生の職場体験 11校22人

(13) 丹羽文雄記念室 語り部ボランティアの活動

四日市が誇る作家丹羽文雄をより一層市民に知っていただき、四日市の文化を再発見する取り組みとして、語り部の解説や、ゆかりの地を散策するルートのご案内を行っている。特に、毎月 20 日は「語り部の日」と定め、記念室で案内の活動を行っている。本年度の活動は延べ 84 人であった。

(14) ボランティアの養成と協働

博物館ボランティアの登録数は、26 年度の養成者 27 人、27 年度養成者 8 人、28 年養成者 8 人、29 年度養成者 17 人の 60 人で、研修を含む活動人数は延 1,211 人にのぼる。今後も新たなボランティアの養成をおこない、観覧者の知識や経験に応じた対話ができるような活動をめざしたい。

博物館ボランティア	60 人
丹羽文雄記念室語り部	8 人
古文書ボランティア	7 人
合計	75 人

(15) 講座講師の派遣

地区市民センター等館外で行われる講演会等への講師派遣を実施している。博物館の担うべき教育普及機能としての活動、市民の学習意欲を高めるための活動、また、博物館に親んでもらうための活動として積極的に対応しているところである。

月日	演題	主催者	参加者
4 月 18 日	地獄と極楽の話	城山いきいきクラブ	18 人
4 月 18 日	地獄と極楽の話	笹川老人クラブ	28 人
4 月 20 日	東海道と四日市宿	熟年大学OB会 30 期会	40 人
4 月 24 日	日永における東海道のあれこれ	日永郷土史研究会	32 人
5 月 24 日	心をつつむ風呂敷	白寿会	34 人
5 月 26 日	四日市学 四日市の歴史と文化	四日市大学	131 人
6 月 11 日	東海道パネルディスカッション	賑わいのある文化の香るまちづくり委員会	37 人
6 月 16 日	映像で振り返る昭和の四日市	生桑台つくし会	25 人
6 月 17 日	映像で振り返る昭和の四日市	川島地区自治会	26 人
7 月 3 日	洒水八景その後	四日市市熟年大学 28 期会	26 人
7 月 6 日	心をつつむ風呂敷	おしゃべりサロン	21 人
7 月 9 日	心をつつむ風呂敷	北星高校	25 人
7 月 12 日	心をつつむ風呂敷	第二白寿会	35 人
7 月 23 日	因果応報の世界	保々の歴史を考える会	11 人
8 月 17 日	心をつつむ風呂敷	大矢知学童保育所	25 人
8 月 22 日	地獄と極楽の話	川島学童保育所	85 人
9 月 1 日	映像で振り返る昭和の四日市	下野・活き域ネット	78 人
9 月 7 日	映像で振り返る昭和の四日市	楠 五味塚老人会	14 人
9 月 18 日	地獄と極楽の話	泊町自治会	38 人
9 月 19 日	映像で振り返る昭和の四日市	下野・活き域ネット	63 人
9 月 26 日	映像で振り返る昭和の四日市	下野・活き域ネット	60 人
10 月 15 日	そうだったのか！東海道（対談）	三重県四日市地域防災総合事務所	150 人

10月21日	港の歴史1	四日市港管理組合	19人
11月11日	港の歴史2	四日市港管理組合	19人
11月17日	伊勢参宮と四日市	生桑台つくし会	21人
11月18日	阿弥陀信仰と川島の寺院	川島地区市民センター	41人
12月10日	東海道図屏風を読み解く	四日市案内人協会	100人
12月14日	地獄と極楽の話	熟年大学OB会30期会	26人
12月16日	映像で振り返る昭和の四日市	おしゃべりサロン	32人
12月19日	伊勢参宮と四日市	知りたい輪	18人
3月8日	伊勢参宮と四日市	KTC中央高等学院	7人
合 計 31回			1,285人

4 資料収集保存事業

(1) 博物館の諸活動のなかで、最も基本となる活動として、各資料の収集を図り、その保存に努めた。

(2) 資料燻蒸

資料は受け入れ毎に、随時、燻蒸庫にて燻蒸をおこない収蔵する。文化財IPM（総合的有害生物管理）の手法で環境管理を実施し、虫菌害の発生しにくい環境を保持することで、収蔵庫燻蒸を極力おこなわず、環境への影響を低減するよう努めている。

(3) 資料の状況（平成30年3月末現在）

1 人 文 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 考古	1,414	25
	(2) 美術工芸	3,345	30
	(3) 民俗	5,375	18
	(4) 歴史	11,619	62
	(5) 文学	4,917	8
	計	26,670	143

2 自 然 科 学 資 料	区 分	実物・標本	模写模型
	(1) 動物資料	0	0
	(2) 植物資料	3,273	0
	(3) 地学資料	130	2
	(4) 理工学資料	0	0
	(5) 天文資料	7	0
	(6) その他	0	0
計	3,410	2	

※ 資料点数合計 30,225

(4) 新収蔵資料

平成29年度寄贈資料

番号	資料名	分野	点数	年月日
1	森茂男家文書（8箱）	歴史	620点	29/4/4
2	笹岡春山作四日市萬古	美術工芸	37点	29/4/12
3	布おむつ	民俗	8点	29/4/16

4	東京オリンピック絵はがき	歴史	8点	29/4/16
5	鳥出神社御遷宮祭礼実況DVD	民俗	1点	29/4/16
6	アサヒビール桃太郎音頭歌詞ロード 和人形 三段峡こけし あそこけし 宮島七福神形 三角巾 土産プレート◦MOTO WN CAFE 丸ぐけおびしめ	民俗	8点	29/5/19
	大日本国防婦人会要覧 聖業にいそしむもの京都市堀川通本願寺	歴史	2点	29/5/19
7	日本政府紙幣 五拾銭	歴史	2点	29/6/14
8	雑誌 日の出広告 (新潮社) 昭和8年10月号 講談社九大雑誌広告	歴史	2点	29/6/23
9	蒸し器 洗濯板 裁縫教科書 資生堂石鹸缶 衣装箱 薬缶 携帯石鹸パッケージ ガラス銘々皿五客組 角盆 ステンレス 計量カップ 鯉節削り器 前掛け 茶托五客組 裁縫たち台 男物足袋2点 手拭3点 風呂敷5点	民俗	24点	29/6/27
	天皇皇后両陛下御訪欧記念切手 万博記念切手シート	歴史	2点	29/6/27
10	四日市百選	歴史	48点	29/7/6
11	座布団3点 急須湯呑セット1組 お櫃1点	民俗	5点	29/7/6
12	丹羽文雄書簡 DVD「夕日のうた 伊勢八王子線の記憶」 四郷ふるさと史話ビデオシリーズNo.5DVD「藍より出でて」	歴史	3点	29/9/12
13	四日市市制100年祭とみだタスキ	民俗	1点	29/9/28
14	昭和52年笑点暦	歴史	1点	29/10/19
15	羽二重傘	民俗	1点	29/10/19
16	製図用コンパス 懐炉 懐炉灰	民俗	3点	29/11/16
17	鏡付小箱他	民俗	93点	29/11/23
	映画半券、鉄道関係資料	歴史	95点	29/11/23
18	鉄道写真	歴史	58点	29/11/29
19	アルマイト洗面器	民俗	1点	29/12/6
19	鉄道写真	歴史	32点	29/12/9
20	DISCOVER JAPAN スタンプノート7点 記念スタンプ集 富田散策 (郵便局風景印スタンプ)	民俗	9点	29/12/9
	とみだ雇女の鑑 1点	歴史	1点	29/12/9
21	伊藤 圭作 叩き壺	美術工芸	1点	29/12/22
22	ビートルズ日本公演パンフレット復刻版2点 ビートルズポップスタンド 東京オリンピック記念タバコ箱 (ピース) 3点 怪獣映画ポスター3点 手塚治虫昭和36年漫画選集ジェットキング	歴史	14点	30/3/27

	さらば宇宙戦艦ヤマトアニメセルコレクション 宇宙戦艦ヤマト映画パンフレット キャプテンハーロック脚本レプリカ キャプテンハーロックアニメ特集号			
	ホーロー灰皿 2点	民俗	2点	30/3/27
23	カレー皿	民俗	6点	30/3/27
24	電灯 電灯ソケット 配線コード 陶器製ブレーカー あられ 缶 タイヤ修理機具 わらじあみ具	民俗	9点	30/3/27
	I S E-G0 カタログ	歴史	2点	30/3/27
25	かどや呉服店チラシ (第24回紅白歌合戦出場歌手紹介) 昭和28年6月6日朝日新聞	歴史	2点	30/3/27
26	チェックライター (小切手印字機)	民俗	1点	30/3/27
27	スモールランタン 大阪万博会場地図ハンカチ コマ3点 味の素缶 セルロイド石鹸箱 皮ケース ごはん型 大根突き 金大根突き お玉 (大2 小2) 4点 穴あきお玉 2点 ガス コンロ点火器 アルマイト洗面器 予科練スプーン2点 ボルト トメーター 洗濯糊 (箱) 大判焼金型 魔法瓶	民俗	25点	30/3/27
	「別冊近代映画」大場久美子スペシャル 及び パート2	歴史	2点	30/3/27
28	へちま4点 木製ハンガー	民俗	5点	30/3/27
29	近鉄百貨店増床リニューアルオープン記念トランプ 大阪万博お土産ペンダント 万年筆交換用ペン先箱	民俗	3点	30/3/27
30	「近代映画」臨時増刊1974年1月号 「平凡編集」臨時増刊ピンクレディージャンボ77 「ヤングアイドル・ナウ」v o l . 21 勁文社大場久美子	歴史	3点	30/3/27

5 調査研究事業

(1) 調査研究

学芸員の博物館専門職員としての資質を高め、専門分野の学術的研究をはじめさまざまな知識を享受し、特別展示の開催等、多くの事業に資するため、各種情報の収集に努めつつ、調査研究活動を行っている。今後も常設展示、特別展示等の充実、教育普及事業の活発化、各専門分野における自己研鑽に努めつつ、他の博物館や公共機関等の調査研究活動への協力、資料収集、展示等への技術的指導と助言・援助、また、いろいろな施設で開催される各種の講演会等への講師派遣など研究成果の還元を図っている。

そのため、館及び分野ごとの共通テーマに基づいた年度ごとの課題調査、学芸員個別の研究テーマによる調査、企画・特別展示に向けた事前の調査など、博物館の諸活動を支える基礎的活動を活発に展開していきたいと考えている。

課題調査

「市内所在資料・コレクション等調査」

「岩野見司旧蔵考古資料調査」

「次年度以降企画・特別展示調査」

「昭和のくらし道具調査」

「江戸期から明治期の四日市の景観の研究調査」

「市内寺院調査」

「教育普及事業 (ワークショップ・学習支援展示) 調査」

(2) 館蔵資料の翻刻作業

古文書ボランティアによって月2回ずつ当館にて活動していただいている。本年度の活動は延べ85人であった。その成果については今後発表していく予定である。

(3) 観覧者調査

今後の博物館のあり方や、企画、運営等に資するため、展覧会ごとに「観覧者アンケート」を実施し、観覧者の情報を分析して、市民、利用者のニーズの把握に努めた。

2 プラネタリウム事業

1 GINGA PORT 401

博物館5階フロアを宇宙の港、銀河ポート401とし位置づけ、「地球から見た宇宙」という視点だけでなく、「宇宙からみた地球、宇宙からみた四日市」という新たなまなざしで、私たちの星である「かけがえのない地球」を見つめ直すことをコンセプトにしている。宇宙と地球環境を柱に据えたプラネタリウム事業を展開している。



- (1) コズミックギャラリーには、JAXA コーナーを設置し、宇宙服のレプリカや JAXA から貸与を受けた宇宙食や人工衛星の模型を展示し、地球環境をテーマとした映像を壁面に映し出している。また、番組内容に合わせて、はやぶさ実物大模型や、宙ガール・篠原ともえが使った星空観察グッズなどの展示を行った。
- (2) コズミックラウンジには、これまで使っていたプラネタリウム投映機を展示し、星空の映し方について解説するコーナーを設けている。また、ラウンジでは、天文ボランティアと協働でワークショップを開催した。
- (3) プラネタリウムドームを宇宙船（コズミッククルーザー）と位置づけ、宇宙船に乗って宇宙からみた星空や宇宙の旅を楽しむことができる。平成28年7月には、当館の1億4000万個の星を映し出す投映機が、世界で最も多くの星を映し出す機器として世界記録に認定された。

2 プラネタリウム投映事業

投映時間を45分間とし、4季節に合わせて3種類の番組（一般番組、ファミリー番組、星空番組）を投映した。なお、星空番組「そらんぼ 星空への招待」については、機器の特徴を活かし四日市ゆかりの俳人「山口誓子」が詠った俳句と星空についてフルライブで解説する自主制作番組とした。また、昨年度好評であった子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にした番組「はじめてのプラネタリウム」を今年度も期間限定で投映した。前半約20分間は、後半の作品に合わせたお話や演出をライブで行い、多くの家族連れで賑わった。さらに、毎週土曜日の夜間開館では特別番組や講演会やライブコンサートなどを行った。

<季節番組のタイムテーブル>

投映時間	一般番組	ファミリー番組	ファミリー番組	一般番組	星空番組	夜間特別番組
平日				14:30	15:45	
土・日・祝 学校園 長期休暇期	10:15	11:30	13:15	14:30	15:45	<土曜限定> 18:30

間						
---	--	--	--	--	--	--

(1) 季節番組 (料金 : 一般 540 円 高・大生 380 円 小・中生 210 円 幼児無料)

放映期間	番組名	放映日数	放映回数	観覧者数
春番組 3/18(土) ～6/4(日) 69日間	一般番組「太陽系最大の惑星 木星」	69日間	96回	2,354人
	平成29年度分(4/1～6/4)	57日間	75回	1,745人
	ファミリー番組「かいつぞろり ～うちゅうの勇者たち～」	36日間	72回	4,051人
	平成29年度分(4/1～6/4)	27日間	54回	2,688人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -春の句-」	66日間	66回	992人
	平成29年度分(4/1～6/4)	54日間	54回	782人
夏番組 6/13(火) ～9/10(日) 80日間	一般番組「HAYABUSA2 -RETURN TO THE UNIVERSE-」	80日間	132回	6,189人
	ファミリー番組「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検3 ～地球のふしぎ～」	53日間	110回	13,765人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -夏の句-」	78日間	78回	2,185人
秋番組 9/16(土) ～12/17(日) 79日間	一般番組「宙ガール☆篠原ともえの レッツスターウォッチング」	76日間	106回	1,621人
	ファミリー番組「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT ～太陽系のお友だちの段～」	32日間	64回	3,331人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -秋の句-」	77日間	77回	1,122人
冬番組 H30 1/2(火) ～3/11(日) 60日間	一般番組「月のふしぎ」	59日間	84回	1,939人
	ファミリー番組「ノーマン・ザ・スノーマン ～北の国のオーロラ～」	26日間	52回	2,922人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -冬の句-」	58日間	58回	1,005人
春番組 3/17(土) ～6/3(日) 69日間	一般番組「美しき地球 BELLA GAIA」	69日間	97回	2,376人
	平成29年度分(3/17～3/31)	13日間	23回	555人
	ファミリー番組「秘密結社鷹の爪 THE PLANETARIUM ～ジュラジュラ! ジュラシクトラベル～」	37日間	74回	3,691人
	平成29年度分(3/17～3/31)	10日間	20回	1,033人
	星空番組「そらんぼ 星空への招待 -春の句-」	66日間	66回	988人
	平成29年度分(3/17～3/31)	13日間	13回	263人
合計	平成29年度	288日間	1,000回	41,145人

※1回ずつ字幕付き放映を実施した。

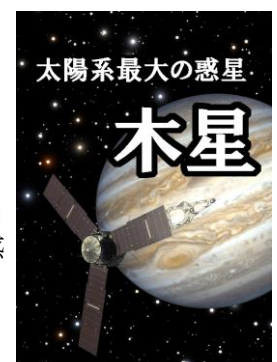
※ヒアリンググループを常設。

○春番組

一般番組 「太陽系最大の惑星 木星」(自主制作番組)

NASAの木星探査機ジュノーが2011年に打ち上げられ、5年をかけて木星に到着した。木星の解説をはじめ、これまでの惑星探査の歴史、ジュノーによる木星探査の最新情報などを取り上げた自主制作番組とした。

クイズ形式による参加型の番組としたことで、より観覧者の興味を引き、関心をアップさせることができた。アンケートでは、「知らないことを知ることができた。」「詳しく知らなかった木星についてあらためて考える機会になりました。」などの感想があった。



今後も、市民に興味を持っていただける天文の話題を取り上げ、レスポンスアナライザーの効果的な活用など、機器の特徴を生かした番組制作に取り組んでいきたい。(天文係 位田卓也)

ファミリー番組 「かいけつゾロリ～うちゅうの勇者たち～」

子どもたちに人気の児童書シリーズ「かいけつゾロリ」のプラネタリウム番組。ゾロリたちがムーン星で暴れる巨大怪獣を退治し「うちゅうの勇者たち」になるろうと奮闘するストーリーで、子どもたちが楽しめるようなシーンが多く盛り込まれていた。小学生の子どもたちにとっては、ストーリー展開や笑いのネタが良かったようで、隕石や宇宙人をテーマとした内容に面白さを感じたようであった。ただ、星や星座のお話は出てこないことから、アンケートでは「ゾロリが星の解説をしてくれるのかと思っていました」「ゾロリにもっと星を登場させてほしい。」という意見もあった。星や星座、宇宙といったそれぞれのテーマに応じた番組を放映できるように計画的に番組選定を行っていきたい。(天文係 右近留美子)



星空番組 「そらんぼ 星空への招待ー春の句、夏の句、秋の句、冬の句ー (自主制作番組)

当施設の名称「そらんぼ」を番組名にして、四日市の星空をテーマとした番組を放映することをコンセプトに自主制作した。

番組で扱った四日市ゆかりの俳人である山口誓子は、星や星座をテーマとした多くの俳句を残している。そこで、山口誓子が残した俳句を季節ごとに紹介し、俳句で詠われている星空をプラネタリウムで再現する番組とした。また、山口誓子は星の和名を多く残した野尻抱影とも親しかったことから、日本各地に伝わる星の和名や星の民話についても紹介した。

毎月俳句を変えて放映することで、番組に季節感をもたせ、何度も観覧していただけるようにしてきた。アンケートでは、「わかりやすかった。」「また来たいと思った。」など、回を重ねるごとに満足度を上げることができた。

今後もこうした四日市をテーマとした内容で、当館ならではのオリジナル性を持たせた番組を放映していきたい。(天文係 伊藤達郎)



○夏番組

一般番組 「HAYABUSA2-RETURN TO THE UNIVERSE-」

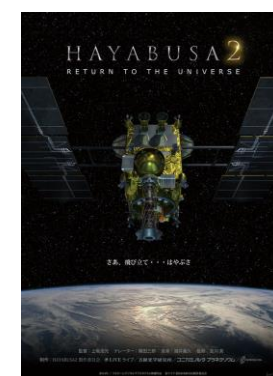
小惑星探査機「はやぶさ」の後継機「はやぶさ2」に関する番組である。

「はやぶさ2」が、2018年夏に到着した小惑星リュウグウには、太陽系が生まれた時代の水や有機物が今でも残されていると考えられている。番組では、2機の小惑星探査機のミッションの違いを解説するとともに、「はやぶさ2」の最新情報を伝えることができた。また、コスミックギャラリーでは、番組と関連付けて「はやぶさ」の実物大模型の展示も行い、番組を盛り上げることができた。

当時「はやぶさ」が全国的に話題になったことから、はやぶさ2についても市民の興味・関心度は高く、満足度も高かった。

この番組を中学校の夏休みの課題として位置付け、市内の中学生にも「はやぶさ2」の魅力伝えることができた。

現在「はやぶさ2」のミッションは継続中であることから、今後も最新情報が公開されるたびに一般番組やファミリー番組の生解説の時間帯を使って情報を発信していきたい。(天文係 伊藤達郎)



ファミリー番組 「ドラえもん 宇宙ふしぎ大探検3～地球のふしぎ～」

キャラクターの誕生から約半世紀を経て、世界的にも知名度のあるドラえもんを用いた作品。番組別のプラネタリウム観覧者数の歴代2位の記録となる13,765



人（1位：H17年度のポケットモンスター15,297人、3位：H28年度の妖怪ウォッチ13,582人）の観覧者があった。

アンケートでは「ドラえもんが解説してくれて子ども達は大喜びでした。また、大人も楽しめました。」とあり、幅広い世代が楽しめる番組であったことがわかる。

今後もファミリー番組では、キャラクターの魅力を生かし、プラネタリウムや星空に親しむきっかけ作りをすることで、リピート率を増やしていきたい。

（天文係 加藤正之）

○秋番組

一般番組 「宙ガール☆篠原ともえのレッツスターウォッチング」

宙ガールとして活躍中の篠原ともえ氏が、スターウォッチングの楽しみ方をオシャレに面白く紹介する番組。見つけやすい代表的な星座を取り上げていることや、篠原さんオリジナルの星座をつくって紹介することなど、初心者にも分かりやすく親しみやすいストーリー展開がこの番組の魅力である。

アンケートでは「楽しく星空を見る方法が知れてよかった。」「星座を身近に感じられた。」などの声があり、番組の良さが伝わったのではないかと感じた。星に興味を持ち、星空を見上げるきっかけとなるような魅力ある番組だが、観覧者数は予想よりも少な目であった。番組の魅力を伝える広報活動にも工夫をしていきたい。

（天文係 中村恵）



ファミリー番組 「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロント☆NEXT

～太陽系のお友だちの段～

NHKの人気キャラクター「忍たま乱太郎」の番組。人気のキャラクターたちが宇宙に飛び出し太陽系の惑星を巡っていく。特徴的な太陽系の惑星を巡りながらキャラクターたちが解説をするというストーリー展開は、子どもたちが星の話題に親しめるよう工夫されており、この番組の魅力の一つだと感じた。中でも初めてプラネタリウムを観覧した幼児の保護者からは「最後まで見られるか不安だったが、大好きな乱太郎だったので楽しむことができた。」などの声をいただき、大変好評だった。

今後も子どもには、親しみやすいキャラクターを通して天文について興味をもってもらえるような番組を提供していきたい。

（天文係 中村恵）



○冬番組

一般番組 「月のふしぎ」(自主制作番組)

月の満ち欠けの仕組みや暦の話、地球からの距離や大きさの比較、月の誕生の歴史など、月のふしぎを解き明かす生解説番組。月は宇宙の中で地球に一番近く、最も身近に感じる天体で、年明け早々3年ぶりの皆既月食が見られたこともあり、多くのお客様に興味を持って観覧していただけた。

またアンケートでは、「番組の内容が洗練されていて近くに住んでいたら定期的に來たくなるほどよかったです。最新の設備を余すことなく使っていて非常に満足。」などの声もいただいた。今後も、プラネタリウム機器の特徴を活かした魅力のある演出で、観覧者に喜んでいただける番組作りを続けていきたい。

（天文係 位田卓也）



ファミリー番組 「ノーマン・ザ・スノーマン～北の国のオーロラ～」

ある一人の少年が、毎年冬に会うスノーマンと一緒に、オーロラを見る冒険の旅に出かける物語。ストップモーションアニメーションという技法で、1コマずつ丁寧に撮影された人形アニメーションで、美しい雪景色や異国情緒豊かな街角なども、作品の魅力の一つとなっている。物語では、さまざまな出会いを通して成長する少年の心が描かれており、クライマックスでは美しいオーロラの映像とともに、温かい感動に包まれるような作品だった。ファミリー番組では人気のあるアニメのキャラクター番組も多いが、今回の作品のように、心に残るようなメッセージ性のある作品も投映していきたい。

(天文係 右近留美子)



(2) 特別番組

① 幼児向け特別番組 はじめてのプラネタリウム 料金：季節番組と同じ 10：15～11：00

月 日	番組名	投映回数	観覧者数
4月7日(金)・14日(金)・ 21日(金)・ 4月28日(金) ～5月7日(日)	「くまのがっこう ～ジャッキーのおほしさま～」	13回	1,286人

大人気の絵本シリーズ「くまのがっこう」のプラネタリウムオリジナル番組。主人公のくまのジャッキーは子どもたちに変大好評であった。今年で2年目となる「はじめてのプラネタリウム」は、子育て支援の一環として幼児とその保護者を対象にしたプラネタリウム番組として実施している。ドーム内を通常より明るくしたまま投映したり、番組に関係する内容を楽しく紹介したりすることで、プラネタリウムデビューをする子どもや保護者が安心して楽しめるよう工夫した。アンケートでは97%以上が「幼児向け番組をまた見たい。」という結果だった。今後も幼児が星に興味を持つきっかけとなるような番組を投映していきたい。

(天文係 中村恵)



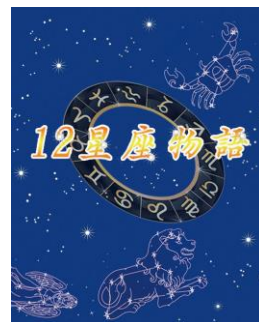
② 夜間特別番組 料金：季節番組と同じ 毎週土曜日の18：30～19：15

投映期間	番組名	投映回数	観覧者数
3月18日(土) ～6月3日(土)	「12星座物語」	12回	292人
平成29年度分 (4月1日～6月3日)		10回	261人
6月17日(土) ～9月9日(土)	「Feel the Earth」	11回	574人
9月16日(土) ～12月16日(土)	「Feel the Earth」	13回	387人
平成30年1月6日(土) ～3月10日(土)	「Feel the Earth」	9回	321人
3月17日(土) ～6月2日(土)	「12星座物語」	11回	267人
平成29年度分 (3月17日、24日、31日)		3回	73人
合計	平成29年度	46回	1,616人

夜間特別番組 「12 星座物語」(自主制作番組)

12の誕生日の星座をテーマにした自主制作番組。星座の歴史や星占いの話題を交えながら当日の星空を巡り、黄道に沿って並ぶ12星座を順番に紹介した。また、誕生日の星座にまつわる神話を毎回一つ紹介し、観覧者の中からお一人限定で、その方の誕生日の星空を再現した。誕生日の星座ということで興味をもち、親しみを感じて見ていただく方も多く、同時に満天の星をたっぷりと見ていただける星空番組であることから、星空の美しさにも満足していただけた。

アンケートでも市民の「星座・神話」に対する興味・関心は常に高いことから、今後も、切り口を変えながら、誕生日星座をテーマとした自主制作番組を放映していきたい。
(天文係 右近留美子)



夜間特別番組 「Feel the Earth」

ヴァイオリニスト葉加瀬太郎氏の奏でる曲と映像を楽しむ癒し系番組として、約9か月間放映した。タイトルからもわかるとおり、地球上の風景や宇宙から見た地球に関する映像を通して、わたしたちが暮らす地球に関心をもつような番組構成になっていた。

ロングスパンの放映であったにも関わらず、1回平均の観覧者数は、約40人となっている。これは、ターゲットを大人に絞り、ゆっくりとくつろげる内容であったこと、また毎週土曜日に開催している夜間特別番組が、少しずつ来館者に浸透してきたことの表れのように思う。

今後も夜間特別放映では、他の一般番組やファミリー番組には無い、少し特別感を出した番組を放映することで、より利用者数を増やしていきたい。

(天文係 加藤正之)



③ 宇宙塾 料金：無料 18：30～20：00

月 日	テ ー マ	講 師	観覧者数
7月22日(土)	はやぶさ2 ～いよいよ小惑星到着～	JAXA はやぶさ2プロジェクト マネージャー 津田 雄一	80人
8月5日(土)	太陽の素顔 ～母なる太陽と地球の気候～	愛知教育大学講師 政田 洋平	48人
平成30年 1月27日(土)	今年は月がおもしろい!	三重大大学教授 伊藤 信成	98人
合計			226人

④ 市制120周年記念 プラネタリウムコンサート 料金：1,200円(前売り制)

18：30～20：00

月 日	テ ー マ	出 演 者	観覧者数
9月3日(日)	ライブコンサート 「栗コーダーカルテット」	栗コーダーカルテット &ビューティフルハミング バード	144人
11月4日(土)	ライブトーク 「篠原ともえ」	篠原ともえ	140人

合計	284人
----	------

⑤ 市制 120 周年記念特別企画 (1) 料金：無料 (申込み制) 17：30～18：00

平成 29 年度に結婚する方を招待し、ウェディングソングを聴きながら二人の思い出の写真をプラネタリウムに投映。

月 日	テ ー マ	観覧者数
9月3日(日)	宇宙に咲くふたり	70人

⑥ 市制 120 周年記念特別企画 (2) 料金：無料

一般社団法人日本ジャイアントスクリーン協会 (JGSS) が主催する JGSS フィルムフェスティバル 2017 (当館で 11 月 13～14 日に開催) で上映されたプラネタリウム番組を無料で投映。

月 日	テ ー マ	投映回数	観覧者数
12月22日(金) ～12月24日(日)	クリスマス特別投映 プラネタリウムフェスティバル	17回	1,538人

(3) 学習投映

①天体学習プログラム (保育園、幼稚園、小・中学校、特別支援学校等の団体利用)

平日①9：50～10：35、②10：50～11：35、③13：15～14：00

季節の星座を中心に年齢・学年に応じた、生解説による双方向型の学習用プラネタリウム投映

対 象	テ ー マ	校 園 数	観 覧 者 数
保育園・幼稚園	4月～5月 星空動物園へようこそ	7園	396人
	6月～7月 七夕物語	69園	2,803人
	9月～10月 お月さまのお話	8園	338人
	11月～12月 アンドロメダ姫物語	3園	101人
	1月～3月 うたのプラネタリウム	19園	772人
	合計		106園
小学校	4月～5月 惑星クイズに挑戦!	0校	0人
	6月～7月 星座早見盤の使い方と夏の大三角	4校	258人
	9月～10月 月の動き (小4)、月と太陽 (小6)	15校	896人
	11月～12月 月の動き (小4)、月と太陽 (小6)	14校	1,101人
	1月～3月 オリオン座の動きと冬の大三角	13校	926人
	合計		46校
中学校	4月～5月 季節の星空と宇宙	5校	869人
	6月～7月 季節の星空と宇宙	5校	584人
	9月～10月 季節の星空と宇宙	9校	1,303人
	11月～12月 季節の星空と宇宙	2校	231人

	1月～3月 季節の星空と宇宙	1校	30人
	合計	22校	3,017人
特別支援学校 ・学級	4月～5月 季節の星空と宇宙	1校	12人
	6月～7月 季節の星空と宇宙	3校	68人
	9月～10月 季節の星空と宇宙	2校	44人
	11月～12月 季節の星空と宇宙	4校	59人
	1月～3月 季節の星空と宇宙	6校	72人
	合計	16校	255人
その他の学校など	4月～5月 季節の星空と宇宙	0校	0人
	6月～7月 季節の星空と宇宙	2校	74人
	9月～10月 季節の星空と宇宙	0校	0人
	11月～12月 季節の星空と宇宙	2校	129人
	1月～3月 季節の星空と宇宙	1校	58人
	合計	5校	261人
合計	放映回数 155回	195校	11,124人

②環境学習プログラム（小・中学校などの団体）

平日①9：50～10：20、②10：50～11：20、③13：15～13：45

四日市公害と環境未来館からの依頼を受けて、環境番組を放映。

対 象	テ ー マ	校数	観覧者数
小学校	アースメッセージ～かけがえのない惑星（ほし）～	35校	2,439人
中学校	アースメッセージ～かけがえのない惑星（ほし）～	0校	0人
その他の学校など	アースメッセージ～かけがえのない惑星（ほし）～	0校	0人
合計	放映回数 34回	35校	2,439人

（４）その他放映

①研修・視察等の団体向け特別放映

月 日	時 間	対 象	観覧者数
5月12日（金）	11：30～11：50	四日市市新採職員研修	46人
	16：40～17：00		32人
6月30日（金）	17：00～17：15	地域活性化アドバイザー	4人
7月4日（火）	16：30～16：40	泉大津市議会事務局	18人
7月14日（金）	10：55～11：20	全国政令市衛生部局長会東ブロック会議	32人

7月24日(月)	12:25~12:55	四日市公害裁判判決45周年特別投映	49人
7月28日(金)	16:50~17:00	ドイツスポーツ少年団	15人
8月1日(火)	16:40~17:00	地球環境塾(ICE TT)	21人
8月2日(水)	11:10~11:20	近畿日本ツーリスト株式会社	2人
8月21日(月)	11:00~11:30	日米学生会議	76人
10月4日(水)	13:00~13:15	財務省	3人
10月13日(金)	11:30~12:00	松本市議会	15人
12月12日(火)	13:30~14:00	体操カナダチーム	14人
平成30年 2月19日(月)	14:55~15:10	参議院環境委員会	15人
合計	投映回数 14回		340人

②視察団体向けガイダンス投映

月 日	対 象	観覧者数
4月7日(金)	倉敷科学館	4人
6月20日(火)	みえこどもの城	3人
8月9日(水)	さぬきこどもの国	4人
10月5日(木)	大阪市科学館	1人
平成30年 1月23日(火)	さぬきこどもの国	2人
1月26日(金)	三重県市町教育長会指導主事会研修会	21人
3月7日(水)	仙台市天文台	4人
合計	投映回数 7回	39人

3 天文教育普及事業

- (1) コズミックスクール
コズミックラウンジにて行う天文工作

月 日	時 間	内 容	材料費	参加者数
5月3日(水・祝) ～5月7日(日)	11:00～12:00	お星さまのペンダントを つくろう!	無料	382人

5月6日(土)	18:30～20:30	手軽にスマホで天体撮影 ～月と木星を撮ろう!～	200円	4人
5月27日(土)	15:00～16:30	空気砲をつくろう!	100円	30人
8月12日(土)	9:45～12:30	夏休みの自由研究1 太陽の観察をしよう!	500円	17人
8月15日(火)	9:45～12:30	夏休みの自由研究2 プラネタリウムについて 知ろう!	600円	49人
合計				482人

※材料費は1セットの金額

※5月27日は楠歴史民俗資料館にて実施

(2) プラネタリウム指導者研修 教員対象 (天文教育研修など)

月 日	時 間	内 容 / 対 象	参加者数
7月31日(月)	13:30～16:30	星座早見盤と立体月齢早見盤の 作り方と観察 / 幼・小・中学校教員対象	53人

(3) 公開観望会

移動天文車きらら号が出動しない観望会 料金：無料 (自由参加)

月 日	時 間	内 容	場 所	参加者数
8月12日(土)	19:00～21:00	ペルセウス座流星群と 夏の星空観望会	伊坂ダム	150人
10月21日(土)	19:00～21:00	オリオン座流星群と 秋の星空観望会	伊坂ダム	天候不良に より中止
11月18日(土)	19:00～21:00	しし座流星群と 秋の星空観望会	伊坂ダム	37人
合計				187人

(4) 学校連携事業

①要請により市内の中学校で出前授業を行う。移動式プラネタリウムを用いて星の日周運動と年周運動、北極・赤道での太陽の動き、月の満ち欠けなどを担当の理科教諭とともに授業を行う。

実施日…11月1日(水)から平成30年1月16日(火)まで

実施校…6校(実績:733人)



月 日	学校名	参加者数	月 日	学校名	参加者数
11月6日(月)	大池中学校	201人	11月29日(水)	西陵中学校	60人

12月1日(金)	桜中学校	127人	12月5日(火)	富田中学校	116人
12月7日(木)	南中学校	198人	平成30年 1月16日(火)	橋北中学校	31人

②プラネタリウム番組(一般、星空番組)を無料観覧できるようにする。

期間:7月22日(土)から8月31日(木)までの夏休み期間

対象:希望する市内中学校1年生から3年生まで(実績:2,228人)

(5) JAXA連携事業 四日市子ども科学セミナー 料金:無料(申込み制)

日時	内容 / 場所	参加者数
7月29日(土) 13:30~15:30	JAXA コズミックカレッジ in 四日市 「宇宙ってどんなところ?~空気がない世界を体験しよう! ~」/博物館1階講座室	93人

※教育支援課の予算にて実施し、申込みと抽選業務は委託した。

(6) 出前講座など 料金:無料(申込み制)

月 日	内容 / 場所	主催者	参加者数
11月11日(土)	移動式プラネタリウム /三浜文化会館	四日市市文化振興課	109人

(7) 移動天文車「きらら号」事業

天文ボランティア(45人)の協力を得て観望会を実施。 料金:無料

① 派遣事業

要請により市内各地へ出動して観望会を行った。天候不良による観望会中止時で希望する団体には、天文教室を実施した。

稼動予定回数 26回(うち実施回数21回、中止時の天文教室回数3回)

参加者数 2,409人(中止時の天文教室参加者数 105人)

ボランティア参加数 75人(延べ人数)

② 主催事業

季節に見ごろの惑星などの観望会を、市民公園で実施した。対象は子どもから大人まで。(自由参加)

稼動予定回数 16回(うち実施回数13回)

参加者数 1,403人

ボランティア参加数 92人(延べ人数)



月 日	時間	テーマ	場所	参加者数
4月22日(土)	19:30~21:00	木星を見よう	市民公園	92人
5月27日(土)	19:30~21:00	木星と春の大曲線をさがそう	市民公園	121人
6月24日(土)	19:30~21:00	木星と土星を見よう	市民公園	天候不良により中止

7月22日(土)	19:30~21:00	木星と土星を見よう	市民公園	235人
8月5日(土)	15:30~17:00	太陽を見よう	市民公園	天候不良により中止
8月26日(土)	19:00~20:30	土星と夏の大三角をさがそう	市民公園	135人
8月29日(火)	17:30~19:00	月と月面Xを見よう ※18時前後に見られる	市民公園	85人
9月23日(土・祝)	18:30~20:00	夏の大三角をさがそう	市民公園	41人
10月4日(水)	18:00~19:30	中秋の月を見よう	市民公園	175人
10月28日(土)	18:00~19:30	半月を見よう	市民公園	天候不良により中止
11月1日(水)	18:00~19:30	栗名月(十三夜)を見よう	市民公園	86人
11月25日(土)	17:00~18:30	半月を見よう	市民公園	89人
12月23日 (土・祝)	17:00~18:30	三日月とすばるを見よう	市民公園	153人
平成30年 1月27日(土)	18:00~19:30	月とすばるを見よう	市民公園	25人
2月24日(土)	18:30~20:00	月と冬の大三角をさがそう	市民公園	88人
3月24日(土)	10:30~12:00	太陽を見よう	市民公園	78人

(8) ガリレオ教室(天文ボランティアとの協働) 料金:無料(自由参加)

月 日	時 間	テ ー マ	場 所	参加者数
4月9日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	惑星のひみつ	コズミック ラウンジ	15人 16人
5月14日(日)	11:00~14:00	太陽メガネを作ろう!	四日市ドーム	132人
7月9日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	流星のひみつ	コズミック ラウンジ	40人 25人
8月13日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	流星のひみつ	コズミック ラウンジ	30人 10人
9月10日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	月のひみつ	コズミック ラウンジ	27人 23人
10月8日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	太陽のひみつ	コズミック ラウンジ	10人 22人
11月12日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	流星のひみつ	コズミック ラウンジ	6人 9人
12月10日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	流星のひみつ	コズミック ラウンジ	23人 18人
平成30年 1月14日(日)	11:00~11:20 14:00~14:20	月食のひみつ	コズミック ラウンジ	10人 17人

2月11日 (日・祝)	11:00～11:20 14:00～14:20	3Dで宇宙を見よう	コズミック ラウンジ	25人 27人
3月11日(日)	11:00～11:20 14:00～14:20	3Dで宇宙を見よう	コズミック ラウンジ	28人 34人
合計	実施回数 21回			547人

※5月14日(日)は、四日市子どもまつりに合わせて実施。

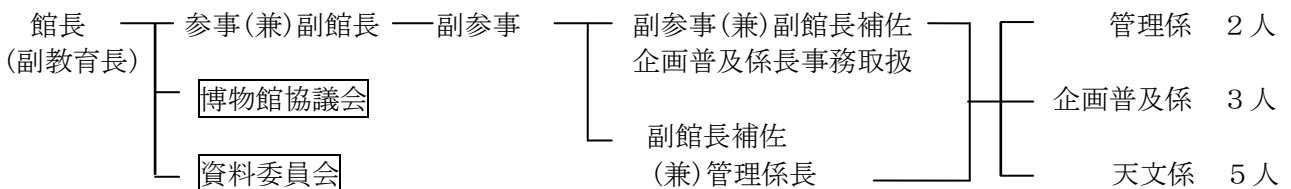
※6月は、整備休館のため実施せず。

II 管理・運営

1 組織

(1) 職員構成

(平成30年3月末現在)



(2) 事務分掌

[管理係]

- (1) 博物館事業の調整及び運営に関すること。
- (2) 調査、統計及び報告に関すること。
- (3) 博物館協議会に関すること。
- (4) 施設の維持管理及び館内の秩序維持に関すること。
- (5) 施設の使用許可に関すること。
- (6) 観覧券の発売及び入館者の受付、案内等に関すること。
- (7) 楠歴史民俗資料館に関すること。
- (8) 館の庶務に関すること。

[企画普及係]

- (1) 特別展示の企画及び開催に関すること。
- (2) 常設展示及び特別展示の利用者への説明、指導等に関すること。

- (3) 博物館資料の収集、保管、展示、貸出及び利用に関する事。
- (4) 博物館資料の調査研究及び報告書の刊行頒布等に関する事。
- (5) 講演会、講習会、研究会等の開催に関する事。
- (6) 博物館資料の購入、受贈及び受託に関する事。
- (7) 博物館の広報に関する事。

[天文係]

- (1) プラネタリウムの映写及び天体観測に関する事。
- (2) 天文知識の普及及び啓発に関する事。
- (3) 天文資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する事。
- (4) 移動天文車に関する事。

2 決算

平成 29 年度

[歳入]

(単位：千円)

科目			決算額
使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料	博物館使用料	博物館観覧料 プラネタリウム観覧料 施設使用料 特殊器具使用料	3,588 12,587 2,238 4
	楠歴史民俗資料館使用料	敷地占用料 施設使用料	2 3
社会教育手数料	博物館手数料	博物館資料特別利用手数料	24
財産収入 財産売払収入 物品売払収入 物品売払収入	市史等売払収入	図録等	1,493
諸収入 雑入 雑入 実費弁償金	庁舎等管理運営費分担金		686
雑入	教育費雑入	委託販売手数料 博物館事業費助成金	1,147 1,200
	各種講座受講料	展覧会行事・教室等参加料	256
計			23,228

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	決算額	管理運営	設備維持 管理費・ 展示設備 維持管理費	調査 研究	展示開催	資料収集	教育普及	フ列ム 映像・ 維持管理費	天文普及・ 移動天文車 維持管理	市民 俗資料館
報酬	174	166	166								
賃金	12,229	12,057	2,512		136	1,399	2,872	1,237			3,901
報償費	2,682	2,298	571		194	483		70	940		40
旅費	625	431	186		81	13		1	150		
需用費	37,386	36,523	22,766	6,400		2,908	145	95	2,866	343	1,000
役務費	6,479	6,081	1,809			3,412		319	463		78
委託料	96,441	91,412	11,827	53,336		16,218	785	54	7,087	837	1,268
使用料及 び賃借料	19,034	18,833	1,553	12		3	474		16,363	132	296
工事請負費	30,801	30,197		30,197							
備品購入費	1,775	1,664	106	1,231				45		26	256
負担金補助 及び交付金	8,568	8,555	60		12	8,478			5		
計	216,194	208,217	41,556	91,176	423	32,914	4,276	1,821	27,874	1,338	6,839

3 博物館協議会

四日市市立博物館協議会は、博物館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、博物館法及び四日市市立博物館条例の規定に基づき設置されるもので、平成5年6月1日付けで委員17人（定数20人以内）を委嘱（任期2年）して発足した。平成29年度委員は下表のとおりである。なお、平成29年度協議会は2回開催された。

●第1回 平成29年9月24日（日） 15:00～17:00

- 議題：①任命状の交付
 ②正・副委員長選出
 ③平成29年度上半期事業実施状況について
 ④平成30年度以降の事業について

●第2回 平成30年3月11日（日） 15:00～17:00

- 議題：①平成29年度下半期事業実施状況について
 ②平成30年度事業計画案について

[四日市市立博物館協議会委員]

平成30年3月31日現在

	氏名	職名
学校教育関係	近藤 まり	四日市市小学校長会代表
	岡山 泰三	四日市市中学校長会代表
	佐藤 敦子	四日市市公立幼稚園長会代表
	水谷 浩三	私立学校代表
社会教育関係	笠井 得生	四日市市自治会連合会代表
	竹下 すま子	四日市市社会教育委員代表
	小林 美佐子	四日市市立博物館ボランティアの会代表（博物館）
	伊藤 敏彦	四日市市立博物館ボランティアの会代表（天文）
学識経験者	桐生 定巳	四日市市文化財保護審議会代表
	播磨 良紀	中京大学文学部教授
	伊藤 信成	三重大学教育学部教授
	北原 政子	おんたけ休暇村天文館館長
	小林 良輔	四日市市立博物館前館長
※	井上 綾子	四日市市PTA連絡協議会代表

※家庭教育の向上に資する活動を行う者

4 施設の利用

当館の施設の利用については、四日市市立博物館条例第5条により、特別展示室及び講座室を博物館の設置目的に反せず、博物館事業に支障のない範囲において、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するものについて利用を許可している。平成29年度実績は、以下のとおりである。なお、四日市市及び四日市市教育委員会の利用実績については記載を省略している。

[特別展示室]

- ・墨友会書作展
平成30年3月22日(木)～25日(日) 墨友会

[講座室]

- ・第53回三重県下水道協会総会
4月28日(金) 三重県下水道協会
- ・民生委員児童委員の研修
7月13日(木) 白子地区民生委員児童委員協議会
- ・環境調査の発表
平成30年2月18日(日) なたね通信
- ・三重県下水道協会主管課長会議及び役員会
平成30年3月20日(火) 三重県下水道協会

5 年報の発行 第24号 A4 54頁 インターネットホームページで公開

6 利用状況 (4月1日～平成30年3月31日)

(1) 常設展観覧者数 (無料)

月	開館日数	小中		園児		他団体		引率者	小中以下	大人・高大	観覧者計
		校	人数	園	人数	数	人数				
4	26	1	110	0	0	4	113	15	692	1,500	2,430
5	27	5	764	3	88	10	376	82	694	2,028	4,032
6	20	10	737	23	692	4	123	137	578	1,395	3,662
7	27	2	202	7	262	16	631	61	1,710	2,863	5,729
8	28	1	6	0	0	10	526	18	3,676	4,143	8,369
9	22	7	649	2	67	6	178	57	589	1,557	3,097
10	26	40	2,589	2	101	12	344	210	752	1,862	5,858
11	26	28	1,830	1	38	8	338	130	526	1,701	4,563
12	18	11	711	0	0	3	50	44	422	1,162	2,389
1	25	8	301	1	37	4	84	32	756	1,722	2,932
2	24	16	1,161	6	194	8	279	110	671	1,857	4,272
3	23	4	233	4	102	4	116	33	891	1,887	3,262
合計	292	133	9,293	49	1,581	89	3,158	929	11,957	23,677	50,595

(2) 特別展観覧者数

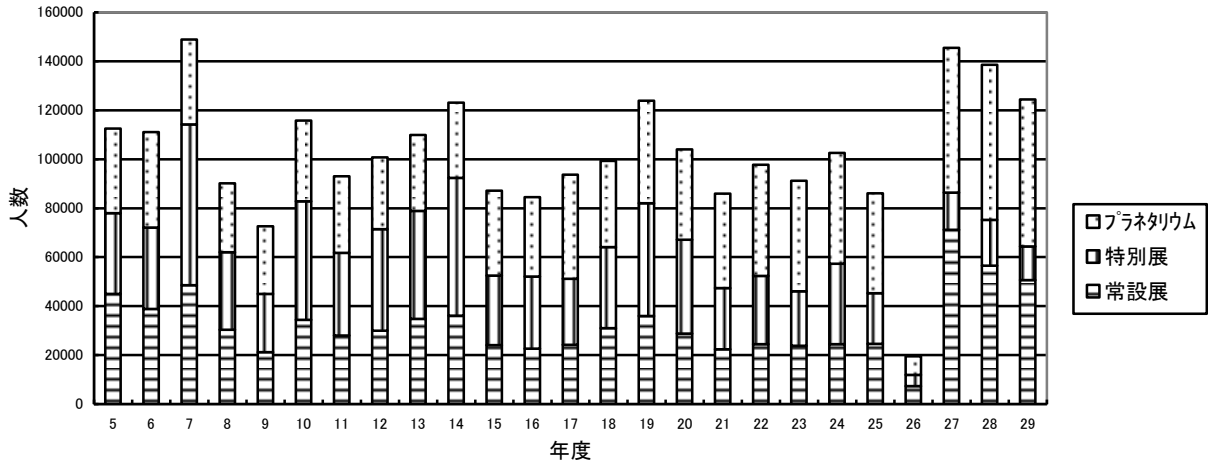
	会 期	有 料 観 覧 者										無 料 観 覧 者								観 覧 者 合 計	
		個人		団体割引 (2割引)		減免 (5割引)		減免 (5割引) の 団体		有 料 観 覧 者 計	小中		園児		他団体		小 中 以 下	招 待 券	引 率 者		無 料 観 覧 者 計
		一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大	一 般	高 大		校	人 数	園	人 数	数	人 数					
①	45	2,168	188	191	4	67	0	1	0	2,619	0	0	0	0	0	0	363	347	0	710	3,329
②	37	583	27	123	3	53	1	2	0	792	0	0	0	0	0	0	725	292	17	1,034	1,826
③	38	1,337	25	300	1	82	0	7	0	1,752	1	44	0	0	12	222	791	4	1,073	2,825	
④	49	1,408	19	222	1	65	0	9	1	1,725	39	2,538	5	190	2	31	589	399	283	4,030	5,755
合計	169	5,496	259	836	9	267	1	19	1	6,888	40	2,582	5	190	2	43	1,899	1,829	304	6,847	13,735

- ① エドワード・ゴッリーの優雅な秘密
- ② メイド・イン・ヨッカイチ
- ③ 阿弥陀さまと極楽の世界
- ④ なつかしいくらしと昭和の元気なこどもたち

(3) プラネタリウム観覧者数

月	投 映 回 数	有 料 観 覧 者													無 料 観 覧 者											観 覧 者 合 計	
		個人			団体割引 (2割引)			減免 (5割引)			減免(5割引) の 団体			特 別 投 映	有 料 観 覧 者 計	小中		園児		他団体		幼 児	招 待 券	引 率 者	特 別 投 映		無 料 観 覧 者 計
		一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中	一 般	高 大	小 中			校	人 数	園	人 数	数	人 数						
4	97	1,066	51	531	105	1	13	45	2	18	13	0	1	0	1,846	1	110	0	0	0	0	565	394	15	0	1,084	2,930
5	113	1,419	81	469	161	0	11	64	1	7	5	0	0	0	2,218	6	769	7	367	0	0	584	494	107	76	2,397	4,615
6	92	1,045	30	429	112	0	174	41	0	10	4	0	0	0	1,845	6	431	52	1,592	0	0	429	339	234	4	3,029	4,874
7	132	2,429	74	1,299	289	72	157	151	8	31	21	0	15	0	4,546	3	232	17	936	1	17	1,229	889	122	194	3,619	8,165
8	150	3,844	189	2,921	424	1	389	185	7	60	18	1	0	0	8,039	1	6	0	0	0	1,888	2,644	1	147	4,686	12,725	
9	86	1,114	65	411	120	0	43	63	2	13	9	0	0	144	1,984	5	487	2	67	1	8	487	378	54	70	1,551	3,535
10	118	1,099	45	427	114	0	290	53	7	14	11	1	2	0	2,063	23	1,918	6	226	0	0	424	213	189	18	2,988	5,051
11	111	656	23	247	168	1	88	21	2	4	8	0	1	253	1,472	21	1,474	3	88	0	0	244	157	131	10	2,600	4,072
12	82	402	26	115	90	0	42	28	0	2	1	0	0	0	706	13	910	0	0	2	2	182	315	53	14	3,014	3,720
1	101	1,072	71	410	173	2	77	57	6	15	8	0	0	0	1,891	8	372	1	37	1	21	399	225	37	98	1,189	3,080
2	104	915	75	281	77	52	60	35	9	30	8	0	0	0	1,542	11	653	14	549	1	8	338	353	120	15	2,036	3,578
3	99	1,275	109	588	236	5	42	73	3	17	8	0	0	0	2,356	3	89	4	102	0	0	496	652	28	0	1,367	3,723
合計	1,285	16,336	839	8,128	2,069	134	1,386	816	47	221	114	2	19	397	30,508	101	7,451	106	3,964	6	56	7,265	7,053	1,091	646	29,560	60,068

(4) 観覧者数推移



年度 (平成)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
常設展	44,996	38,881	48,481	30,359	21,142	34,411	28,052	29,966	34,758	36,058
特別展	32,961	33,209	65,681	31,700	23,804	48,442	33,733	41,432	44,082	56,309
プラネタリウム	34,515	38,966	34,674	28,068	27,661	32,937	31,234	29,317	31,011	30,689
合計	112,472	111,056	148,836	90,127	72,607	115,790	93,019	100,715	109,851	123,056
累計	112,472	223,528	372,364	462,491	535,098	650,888	743,907	844,622	954,473	1,077,529

年度 (平成)	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
常設展	24,093	22,626	24,171	30,978	36,001	28,781	22,399	24,479	23,859	24,522
特別展	28,413	29,498	26,940	33,098	45,980	38,347	24,956	27,903	22,152	32,723
プラネタリウム	34,591	32,333	42,519	35,264	41,926	36,900	38,538	45,406	45,215	45,293
合計	87,097	84,457	93,630	99,340	123,907	104,028	85,893	97,788	91,226	102,538
累計	1,164,626	1,249,083	1,342,713	1,442,053	1,565,960	1,669,988	1,755,881	1,853,669	1,944,895	2,047,433

年度 (平成)	25	26	27	28	29				
常設展	24,579	7,355	71,143	56,454	50,595				
特別展	20,641	4,533	15,181	18,800	13,735				
プラネタリウム	40,876	7,649	59,195	63,310	60,068				
合計	86,096	19,537	145,519	138,564	124,398				
累計	2,133,529	2,153,066	2,298,585	2,437,149	2,561,547				

7 関係法規

四日市市立博物館条例

平成5年3月30日条例第16号

改正

平成9年3月27日条例第3号

平成12年3月29日条例第44号

平成16年12月28日条例第55号

平成17年3月28日条例第22号

平成18年10月5日条例第45号

平成21年1月23日条例第1号

平成25年12月27日条例第66号

平成26年12月22日条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2及び博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、自然科学及び人文科学に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供するとともに、プラネタリウムによる天体運行等の映写を行い、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、四日市市立博物館(以下「博物館」という。)を四日市市安島一丁目3番16号に設置する。

(事業)

第3条 博物館は、前条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 歴史、考古、民俗、美術工芸、天文等に関する実物、複製、複写、模型、図書、図表、写真、フィルム、レコード等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
 - (2) 博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。
 - (3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
 - (4) 博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。
 - (5) 博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - (6) 博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。
 - (7) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - (8) 他の博物館、図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
 - (9) プラネタリウムによる天体運行等の映写及び天体観測の指導に関すること。
 - (10) その他必要な事業
- 一部改正〔平成21年条例1号〕

(観覧料)

第4条 博物館特別展示を観覧しようとする者及びプラネタリウムの映写を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示したものの観覧料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成16年条例55号・18年45号〕

(特別展示室等の使用)

- 第5条 四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)は、第2条の設置目的に反せず、第3条の事業に支障のない範囲内において、展示発表等のため、博物館の特別展示室、講座室(以下「特別展示室等」という。)の使用を許可することができる。
- 2 前項の規定により、特別展示室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
 - 3 前項の許可を受けた者は、別表第3に定める使用料を規則で定める期限までに納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・17年22号・26年42号〕

(特別利用の許可等)

- 第6条 博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けた者は、2,160円の範囲内において規則に定める手数料を納付しなければならない。
一部改正〔平成16年条例55号・25年66号〕

(館外貸出し)

- 第6条の2 博物館資料は、次の各号のいずれかに該当するときは、館外への貸出しをしない。ただし、委員会は、他の博物館、図書館、学校等適当と認めたものについて、博物館資料の館外貸出しを許可することができる。
- (1) 館外貸出しによって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員が認めたとき。
 - (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
 - (3) その他委員会が博物館資料の館外貸出しをすることを不相当と認めたとき。

(入館等の制限)

- 第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第5条第2項及び第6条第1項の許可をしない。
- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) その他委員会において管理上支障があると認めるとき。

(観覧料、使用料及び手数料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料、使用料及び手数料を減額又は免除することができる。

(観覧料、使用料及び手数料の還付)

第9条 既納の観覧料、使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 第5条第2項、第6条第1項及び第6条の2の規定により許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。

(特別の設備等)

第12条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第11条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、使用若しくは利用中に建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(博物館協議会)

第15条 博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、法第20条第1項の規定に基づき、博物館に四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は、20人以内とする。

4 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成21年条例1号〕

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

一部改正〔平成16年条例55号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号(博物館資料の展示及び利用に供する部分に限る。)、第2号及び第8号並びに第4条から第14条までの規定は規則で定める日から(平成5年6月4日市市規則第33号で、同5年11月1日から施行)、次項の規定は平成5年9月1日から施行する。

(四日市市立郷土資料庫条例の廃止)

2 四日市市立郷土資料庫条例(昭和45年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附 則(平成9年3月27日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日条例第44号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第55号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

(経過措置)

7 改正後の四日市市立博物館条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は平成17年4月1日以後の観覧から、第5条、第6条及び別表第3の規定は平成17年4月1日以降の使用許可申請に係るものから適用する。

附 則(平成17年3月28日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例別表第3備考の規定は、施行日以後の申請にかかるものから適用し、同日前の申請にかかるものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月5日条例第45号)

この条例は、平成18年12月9日から施行する。

附 則(平成21年1月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市立博物館条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う博物館資料の熟覧、模写、模造、撮影等の許可(以下「特別利用許可」という。)に係る手数料から適用し、同日前に行う特別利用許可に係る手数料については、なお、従前の例による。

3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料から適用し、同日前に博物館特別展示又はプラネタリウムの映写を観覧する場合の観覧料については、なお従前の例による。

4 新条例別表第3の規定は、施行日以後に行う四日市市立博物館の特別展示室、講座室及び市民ギャラリー(以下「特別展示室等」という。)の使用許可に係る使用料から適用し、同日前に行う特別展示室等の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月22日条例第1号)

この条例は、平成27年3月21日から施行する。

別表第1(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	2,160 円の範囲 内で委員会が定 める額	540 円	2,160 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・ 高校生		380 円	
中学生・ 小学生	無料	210 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 一部改正〔平成 16 年条例 55 号・18 年 45 号・25 年 66 号〕

別表第2(第4条関係)

区分	博物館特別展示 1人1回につき	プラネタリウム 1人1回につき	プラネタリウム 特別番組1人 1回につき
一般	1,080 円の範囲 内で委員会が定 める額	270 円	1,080 円の範囲 内で委員会が 定める額
大学生・高 校生		190 円	
中学生・小 学生	無料	110 円	

備考

- 「一般」とは、15 歳以上の者(「大学生・高校生」及び
中学校又はこれに準ずる学校に在学する者を除く。)を
いう。
 - 「大学生・高校生」とは、大学、短期大学、高等学校、
高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準
ずる学校に在学する者をいう。
 - 「中学生・小学生」とは、中学校、小学校その他これ
らに準ずる学校に在学する者をいう。
 - 小学校就学までの者は、無料とする。
 - 20 人以上の団体は、1人1回につき規定料金の 100
分の 80 の額とする。この場合において、その額に 10 円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものと
する。
- 追加〔平成 16 年条例 55 号〕、一部改正〔平成 18 年条
例 45 号・25 年 66 号〕

別表第3(第5条関係)

区分	午前	午後	全日
	午前9時 30 分 から正午まで	午後1時から午 後5時まで	午前9時 30 分 から午後5時ま で
特別展示室	—	—	32,400 円
講座室	8,640 円	12,960 円	21,600 円

備考 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するもの
を徴収する場合は、上記の金額に 100 分の 50 を乗じて得
た額を加算する。

一部改正〔平成 16 年条例 55 号・17 年 22 号・25 年 66 号
26 年 42 号〕

四日市市立博物館条例施行規則

平成5年3月 31 日教委規則第5号

改正

平成9年3月 28 日教委規則第9号

平成 11 年3月 11 日教委規則第4号

平成 12 年3月 27 日教委規則第7号

平成 14 年 12 月 27 日教委規則第 11 号

平成 17 年2月 3 日教委規則第 31 号

平成 26 年 1 月 14 日教委規則第 5 号

平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市立博物館条例(平成5年四日市
市条例第 16 号。以下「条例」という。)第 16 条の規定に基づき、
条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市市立博物館(以下「博物館」という。)の開館時間
は、午前9時 30 分から午後5時までとする。ただし、四日市市
教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認め
たときは、これを変更することができる。
一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号〕

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会
が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に
休館することができる。

- 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭
和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にかかるときは、そ
の翌日とする。
- 12 月 29 日から翌年1月3日まで
一部改正〔平成 14 年教委規則 11 号〕

(観覧の手続)

第4条 博物館資料の展示会場に入場しようとする者及びプラ
ネタリウムの映写を観覧しようとする者は、観覧料の納入の際
に観覧券の交付を受け、展示室及びプラネタリウム室の入口
においてこれを係員に提示又は提出しなければならない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により、特別展示室等の使用の
許可を受けようとする者は、四日市市立博物館使用許可申請
書(第1号様式。以下「申請書」という。)により委員会に申請し
なければならない。

2 前項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続き2日以上
使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」
という。)の属する月の初日前6月からとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に定める期間前に受付できるものとする。
- (1) 四日市市又は委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他委員会が特に必要があると認めたとき。
- 4 第1項に規定する申請書の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日の受付は行わない。

(使用の許可)

第6条 委員会は、前条第1項の使用許可の申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、四日市市立博物館使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

- 2 博物館の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、博物館使用の際に、前項の許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定により使用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市立博物館使用変更(取消)許可書(第4号様式。以下「変更(取消)許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(附属設備の名称及び使用料の額)

第8条 博物館の附属設備の使用料の額は、別表第1に定める額とする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用料の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

- 2 官公署が使用する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(観覧料の減免)

第10条 条例第8条の規定に基づく観覧料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市及び三重郡に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校の児童、生徒が学校教育の一環として教職員に引率されてプラネタリウム及び特別展示を観覧するとき。10割
 - (2) その他委員会が特別の事由があると認めたとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項第1号に定める観覧料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館観覧料減免申請書(第5号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
- 一部改正〔平成17年教委規則31号・26年5号〕

(優待券等)

第11条 委員会が特に必要と認めるときは、優待券、招待券及び特別展示前売観覧券を発行することができる。

(使用料の還付)

第12条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
ア 災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。	使用料の全額
イ 使用者が使用日の前7日以前に使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の100分の50に相当する額。ただし、10円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した額とする。)を差し引いた額

- 2 使用者が第7条の規定により博物館の使用の変更を許可された場合において、既納の使用料に過納金が生じたときは、これを還付するものとする。

- 3 前2項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、四日市市立博物館使用料還付申請書(第6号様式)に第1項表アの場合にあっては許可書と使用料領収書、同項表イ及び前項の場合にあっては変更(取消)許可書と使用料領収書を添えて委員会に申請しなければならない。

- 4 委員会は、前項の申請を受理し、還付を決定したときは、四日市市立博物館使用料還付決定通知書(第7号様式)を申請者に交付するものとする。

一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(使用者の遵守事項)

第13条 博物館に入館する者、使用者及び条例第6条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち、建物その他の物品をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(職務上の立入り)

第14条 使用者等は、係員の職務上の立入りを拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第15条 使用者等は、施設、附属設備等を損傷又は滅失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない。

(使用後の届出及び点検)

第16条 使用者等は、条例第13条の規定により施設、設備等を原状に復したときは、速やかに委員会に届け出るとともに、その点検を受けなければならない。

(特別利用の許可の申請)

第17条 条例第6条第1項の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとするものは、四日市市立博物館資料特別利用許可(減免)申請書(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

- 2 委員会は特別利用の許可をしたときは、四日市市立博物館資料特別利用許可書(第9号様式)を交付するものとする。
- 3 四日市市立博物館資料特別利用許可書の交付を受けたものは、直ちに条例第6条第2項に基づく手数料を納付しなければならない。
- 4 前項に定める手数料の額は、別表第2に定める額とする。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(手数料の減免)

第18条 条例第8条の規定に基づく手数料の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、県又は国若しくは他の地方公共団体が行う教育、学術若しくは文化の事業又はこれらの事業の普及の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (2) 私立の博物館、図書館、学校等が行う教育又は研究の用途に供することを目的とするとき。10割
 - (3) 主に学術研究の用途に供することを目的とするとき。
10割
 - (4) その他委員会が特別の事由があると認めるとき。その都度委員会が定める割合
- 2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 3 第1項に定める使用料の減免を受けようとする者は、四日市市立博物館資料特別利用(減免)申請書(第8号様式)に、減免を必要とする理由を記し、委員会に申請しなければならない。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

(特別利用の制限)

第19条 次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用の許可をしない。

- (1) 特別利用によって博物館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めるとき。
- (2) 現に博物館資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された博物館資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権がある博物館資料で著作者の承諾を得ていないとき。
- (5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

(館外貸出しの許可等)

- 第20条 条例第6条の2ただし書きの規定により、博物館資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ四日市市立博物館資料館外貸出許可申請書(第10号様式)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 委員会は、博物館資料の館外貸出しを認めた場合は、四日市市立博物館資料館外貸出許可書(第11号様式)を交付するものとする。
 - 3 博物館資料の館外貸出しの期間は、1月以内とする。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(協議会の委員長及び副委員長)

- 第21条 条例第15条に規定する四日市市立博物館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。
- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。
 - 3 委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

- 第22条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、定例会は、年2回、臨時会は必要に応じて開催する。
- 2 会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。
 - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第23条 協議会の庶務は博物館において処理する。

(補則)

- 第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
一部改正〔平成17年教委規則31号〕

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第20条までの規定は、条例附則ただし書きに規定する規則で定める日から、次項の規定は、平成5年9月1日から施行する。
(四日市市立郷土資料庫条例施行規則の廃止)
- 2 四日市市立郷土資料庫条例施行規則(昭和45年四日市市教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附則(平成9年3月28日教委規則第9号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成11年3月11日教委規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(平成12年3月27日教委規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附則(平成14年12月27日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成17年2月3日教委規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。ただし、四日市市立博物館条例施行規則第2条の改正は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則第8条、第12条、第17条、第18条、別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日以後の使用又は利用許可申請に係るものから適用する。

附則(平成26年1月14日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の四日市市立博物館条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料から適用し、同日前に行う四日市市立博物館の使用許可に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 1 月 14 日教委規則第 2 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市市立博物館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに改正前の四日市市立博物館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市立博物館条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第8条関係)

区分	使用料(一回一式)
プロジェクター	1,080 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号・27 年 2 号〕

別表第2(第 17 条関係)

区分	手数料(一点一日)
熟覧	320 円
模写	1,080 円
拓本	1,080 円
撮影	1,080 円

一部改正〔平成 17 年教委規則 31 号・26 年 5 号〕

Ⅲ 施設概要

所在地	〒510-0075 三重県四日市市安島一丁目3番16号 電話 059-355-2700(代) FAX 059-355-2704		
開館年月日	平成5年11月1日		
丹羽文雄記念室オープン	平成18年12月9日		
リニューアルオープン	平成27年3月21日		
施設規模	敷地面積	1,845.840 m ²	
	建設面積	1,590.397 m ²	
	延床面積	10,147.108 m ²	
	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階地上6階 建物の高さ 38.075m 建物イメージ 歴史(石を用い古典的な様式) 現代(石、土ものの自然素材と金属、ガラスなどの組み合わせによる新旧共存) 未来(金属板の仕上げ =プラネタリウム)	
	地域・商区	商業地域・防火地域 建ぺい率100%(耐火)、容積率600%	

主な室名と面積(リニューアル後)

●展示・教育部門		2,202.065 m ²
常設展示室	2階	658.364 m ²
〃	3階	548.291 m ²
特別展示室	4階	594.798 m ²
ラウンジ	4階	93.674 m ²
図書スペース	1階	86.350 m ²
講座室	1階	142.218 m ²
研修・実習室	1階	78.370 m ²
●収蔵部門		1,256.230 m ²
第1収蔵庫	地下2階	243.290 m ²
〃 前室	地下2階	38.880 m ²
第2収蔵庫(恒温恒湿)	地下1階	282.170 m ²
第3収蔵庫	地下1階	384.496 m ²
〃 前室	地下1階	76.086 m ²
荷解室	1階	231.308 m ²
●研究部門		420.165 m ²
作業室	2階	50.422 m ²
資料整理室	地下1階	84.370 m ²
文献資料室	3階	37.952 m ²
資料評価室	4階	33.300 m ²
燻蒸室	地下1階	43.070 m ²
スタジオ暗室	地下1階	87.510 m ²
ビデオ編集室	地下1階	16.882 m ²
第2会議室	4階	37.952 m ²
第3会議室	3階	28.707 m ²
●プラネタリウム部門		1,714.282 m ²
客席(ドーム)	5・6階	565.017 m ²
コズミックラウンジ	5階	59.081 m ²
コズミックギャラリー	5階	194.763 m ²

ブリーフィングルーム	5階	59.326 m ²
空調機械室	5・6階	836.095 m ²

●管理・一般部門		4,554.366 m ²
事務室	3階	105.059 m ²
事務室	2階	60.464 m ²
第1会議室	2階	37.001 m ²
ミュージアムショップ	1階	28.723 m ²
警備室	1階	20.812 m ²
中央監視室	地下2階	44.064 m ²
設備機械室	地下2階	486.190 m ²
電気室、発電機室	地下2階	240.152 m ²
倉庫、展示備品庫など		3,531.901 m ²

●プラネタリウム仕様	
ドーム径18.5m 傾斜型(斜度20度)	
座席144席	
ケイロン401	
全天周映画 可能	

主な施工業者

【開館】

建築	(株)鴻池組 三菱建設(株) 丸藤建設(株)
電気	(株)電工社 四日市電機(株)
設備機械	須賀工業(株) ダイダ(株) 三東工業所
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
建築設計	(株)石本建築事務所
展示設計	(有)ササキ企画
展示	商工美術(株)
展示映像	中部松下システム(株)
ハイビジョン	中部松下システム(株)
陶壁	萬古環境造形体

【リニューアル】

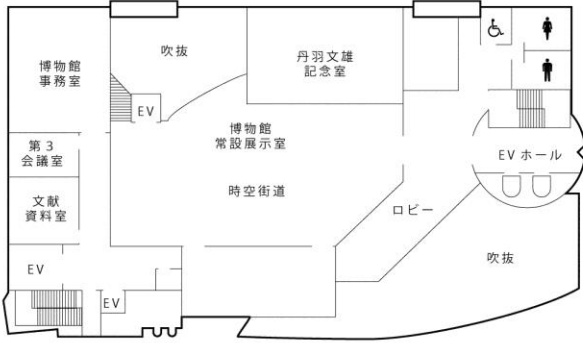
プラネタリウム	(株)五藤光学研究所
展示設計	
展示	丹青社

設備概要

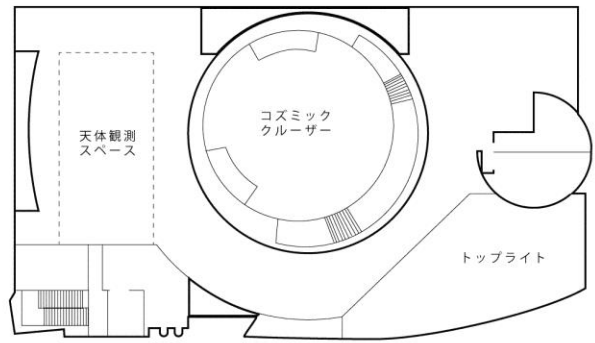
●空調設備	
1. 空調熱源機器設備	
①スクリーン冷凍機	
(冷房能力293,000Kcal/h[97URST])	
暖房能力254,000Kcal/h)	2基
②スクリーン冷凍機用空気熱交換機	2基
送風機(低騒音型3,400 m ³ /min)	3台
③蓄熱槽	
2. 空調、換気及び排煙機器設備	
①空調機	
エアーハンドリングユニット	9基
パッケージ型空調機	30基
ファンコイルユニット	20基
全熱交換機	5基
②送、排風機	
シロッコファン	2基
軸流ファン	8基
ラインファン	13基
消音ボックス付ラインファン	20基
デリバントファン	1基

排煙ファン	3 基	⑤排煙口	28 箇所
排煙口	25 基	●電気設備	
3. その他機器		①受電電圧 交流 3 相 3 線式 660V 60Hz	
①フィルターユニット		②変圧器	
外気新鮮空気処理ユニット	3 基	動力用	
②消音マフラーユニット	9 基	3 相 6.6KV/210V 300KVA	1 台
③その他付属設備	一式	3 相 6.6KV/210V 500KVA	1 台
4. 空調配管設備		3 相 6.6KV/210V 150KVA	2 台
①空調用ポンプ	14 基	3 相 6.6KV/440V 500KVA	1 台
②冷温水 2 次ポンプ可変速制御盤	1 基	電灯用	
③冷水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 300KVA	2 台
④温水ヘッダー	2 基	1 相 6.6KV/210V/105V 100KVA	1 台
⑤冷温水用防蝕装置	4 基	③自家用発電機	
⑥その他付属設備	一式	6 気筒 4 サイクルディーゼル機関	
●給排水衛生設備		480Ps 1200rpm	1 台
1. 給水設備		3 相交流同期発電機 400KVA 6600V	1 台
①ポンプ 揚水ポンプ	2 基	④電線路電圧 6600V 440V 210V 105V	
②受水槽 有効容量 12.7 m ²		⑤電気室 高低圧配電盤	19 面
(2 分割-複合盤)	1 基	動力制御盤	15 面
③高架水槽 有効容量 6.3 m ²		電灯分電盤	21 面
(2 分割-SUS444)保温	1 基	端子盤	12 面
④電機湯沸器 貯湯量 10 ㍓	3 基	⑥低圧回路	
⑤ウォータークーラー		⑦低圧負荷設備	
壁埋込式、ステンレス製	2 基	電動機合計容量 1, 123.023KW	130 台
冷水能力 301/㍓		電灯コンセント合計容量 476KVA	2, 115 個
⑥その他付属設備	一式	⑧直流電源装置	
2. 排水設備		100V 非常照明用 発電設備機器操作用	
公共下水道接続箇所		全自動サイリスター式整流器	
①湧水排水ポンプ	6 基	(入力 交流 3 相 200V 60Hz	
②雑水排水ポンプ	2 基	直流出力電流 50A 3 相全波整流)	1 面
③雨水排水ポンプ	2 基	蓄電池 ペースト式高率放電用鉛蓄電池	
●燻蒸設備(真空殺虫殺菌装置)	3.15 m ²	2V×54 セル	
●消防設備		⑨交流無停電電源装置	
①屋内消火栓ポンプ	1 基	100V 中央監視装置用	
②屋内消火栓設備		商用同期常時インバーター給電方式	
屋内消火栓箱	12 基	(交流入出力 単相 2 線式 100V 60Hz	
屋内消火栓箱(併設型)	4 基	出力容量 5KVA)	
③連結散水設備 閉鎖型(8 系統)	一式	⑩電気時計 水晶発信式 6 回路	
④ハロン消火設備 7 系統		親時計 1 台 子時計 41 台	
(特別展示室、第 1・2・3 収蔵庫、		⑪放送設備 防災アンプ 480W	20 回路
前室、電気室、発電機室)	一式	⑫電話設備 デジタル電子交換機	一式
⑤救助袋 3-5 階	6 台	多機能電話機	15 台
⑥自動火災報知設備		一般電話機	37 台
差動スポット感知器	6 個	⑬テレビ共聴設備 CATV 引込(CTY)	
定温スポット感知器	14 個	⑭中央監視設備	
煙感知器	384 個	SAVIC-NETFX による監視システム	
炎感知器	4 個	●エレベーター	
⑦非常放送設備	一式	1.2 号 乗用(展望用) 定員 17 名 1150Kg 90m/分	
⑧消火器	38 本	3 号 乗用 定員 11 名 750Kg 105m/分	
⑨誘導灯設備 避難口誘導灯	54 台	4 号 人荷用 定員 67 名 4400Kg 30m/分	
通路誘導灯	39 台	5 号 乗用 定員 11 名 750Kg 30m/分	
客席誘導灯	22 台	●その他設備 昇降リフト(2 ト、荷解室)	1 台
⑩その他付属設備		ゴンドラ(ガラス清掃用)	2 台
●防犯設備		自動扉	4 箇所
①防犯設備 熱感センサー	46 個		
②監視カメラ 1, 3, 4, 5 階 カートーム型	9 台		
CCD	1 台		
モニターテレビ	5 台		
③防火扉	47 箇所		
④防火・防炎シャッター	32 箇所		

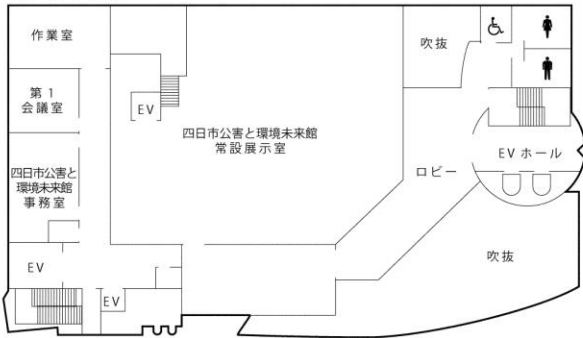
3階平面図



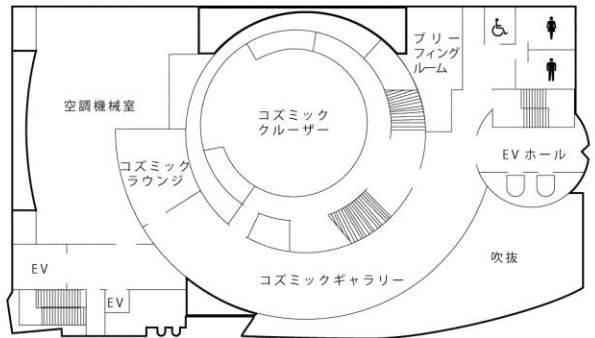
6階平面図



2階平面図



5階平面図



1階平面図



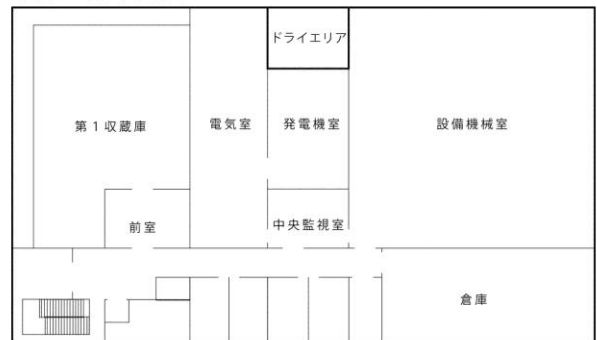
4階平面図



地下1階平面図



地下2階平面図



●設計概要

敷地は、旧四日市工業高等学校跡地の一角で、街区内には、都市公園を介して三重北勢地域地場産業振興センター、アムスクエア(現ララスクエア)などがあり、それらとの調和を図る必要があった。そこで、形態的には都市公園を介してオープンなアトリウムで呼応しあう関係を生み出し、色調的にはアムスクエアのグレイッシュピンクと補色関係にあり、色の映える淡緑青色を基調としている。

外観デザインとしては、博物館とプラネタリウムという複合した機能を持つ建物の性格上、「過去」(歴史)、「現在」、「未来」(宇宙)の調和をテーマとしている。そのことは、基壇部において花崗岩のジェットバーナー仕上げで歴史の積層をイメージし、胴部において割肌タイルにより工業化が進んだ現代だからこそ逆に求められる手造りのなあたかさ、やさしさを表現し、頂部においてステンレスの球体を一部露出させ、未来的、宇宙的なイメージを喚起して、それらの三層構成による対比と調和を図っている。また、都市公園に面する東側はボリュームの大きさからくる威圧感を低減するために、面を分節化し、水平線を強調したガラスのカーテンウォール、地上の緑が階段状に延長した濃緑色の石貼部、太陽光線をイメージした黄色の垂直線、コンビナートのメタファーとしての金属のパイプや球体により、リズムカルで変化のある構成としている。

内部機能構成としては、地下部分に収蔵部門、1階にエントランス、2～4階に博物館部門(現在は2階に四日市公害と環境未来館)、5、6階にプラネタリウム部門を収め、地上部分に5層吹抜のアトリウムを設けることにより積層化した施設の空間的な一体感を生み出す計画としている。また、都市公園に対してオープンな構成とし、それを借景として利用することで空間的な広がりを持たせている。

(石本建築事務所)

IV 利用案内

●博物館を彩る施設

□エントランスホール(1階)

入口を入ると5階まで吹き抜けているアトリウムとシースルーエレベータが目を引き。ここは誰でも入れる自由空間。待ち合わせに最適な場所である。

□図書スペース(1階)

四日市公害と環境未来館の併設に伴い設置されたスペースで、環境に関連する図書の閲覧・貸出が可能なスペース。

□ミュージアムショップ(1階)

来館の思い出となる記念品や、市・博物館が刊行する図録等の書籍を販売。鉱物や化石、星座グッズなども取りそろえている。

□陶壁(2階ロビー)

四日市市の歴史、美術資料の展示効果と現代建築における陶の材質美との調和を図るため、通路を歩く人の動きとともに画面が変化する一種のだまし絵的効果を意図した。(高さ 2.5m 幅 5.0m)

A面：歌川広重作 東海道五十三次「四日市の図」

B面：歌川国貞作 末広五十三次「蜃気楼の図」

これらを四日市萬古焼の伝統技法により焼成。

制作：萬古環境造形体



I 事業概要

1 これまでの経緯

この資料館の主要施設である旧庄屋岡田邸は、代々庄屋の要職にあった岡田家の邸宅であり、岡田家については、幾つかの古文書や神社棟札、また、文政12年(1829年)の岡田家の古文書に庄屋の記載がみられ、この頃に庄屋職を桑名藩より拝命したと推察されている。また、建物については、敷地内に祭っていた弁財天の社の中に宝暦10年(1760年)の記載があることから、建築年代は18世紀半ば、少なくとも江戸時代中期に現在の主屋と土蔵が建築され、建築様式から推定すると、約250年ほど経過しているとみられている。また、隣接する立会所は、岡田家所蔵の古文書によると、明治3年(1870年)に役所施設(公共建築)として邸内に建設されたと考えられている。

平成14年3月に旧庄屋岡田邸は、岡田氏から土地と建物を当時の楠町へ寄贈いただいた。

北勢地域における、近世の民家として歴史的価値が高い建造物であることから、平成14年6月に主屋部分を、続いて同年12月に立会所・蔵部分をそれぞれ楠町有形文化財(建造物)に指定した。旧楠町においては、この歴史的建造物の維持と管理について、旧楠町文化財調査委員会をはじめ、各方面のご指導ご協力を仰ぎながら協議を重ね、楠町議会のご理解を得て、歴史民俗資料館として活用する方針を決定するに至った。



平成16年度には、国庫補助事業である発電用施設周辺地域振興事業と県補助事業である下水道周辺環境整備事業の事業補助認定を受けて修復工事を実施した。工事概要は、楠町有形文化財である主屋、立会所及び蔵の修復と、年貢米の貯蔵庫としていた米蔵の跡地に展示収蔵庫兼管理棟の新築を行い、併せて、老朽化により修復不可能な養蚕所、女子部屋及び下屋については解体し、平成17年3月末に完成した。

この間、平成17年2月7日には、四日市市と楠町が合併した。それに伴い旧楠町の町有形文化財(建築物)である主屋、立会所及び蔵は、四日市市有形文化財(建造物)に指定され、平成17年4月29日に「四日市市楠歴

史民俗資料館」として開館した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、財団法人四日市市まちづくり振興事業団(現公益財団法人四日市市文化まちづくり財団)が指定管理者となって管理運営を行っていたが、平成24年度からは博物館が直接管理運営を行っている。

この資料館は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図ることを目的としており、収蔵品は平成30年3月末現在5,085点を数え、旧庄屋岡田邸・蔵内に約500点、展示棟内の常設展示室に約100点を展示している。



2 事業

(1) 夏の夜間特別開館2017

通常17時で閉館するところを、20時まで特別に開館し、資料館保存運営委員会の協力のもと、また、地元団体と連携して、模擬店やホテルの郷コンサート、科学工作体験、グラスアート体験などを開催した。

■ 日時：5月27日（土）

■ 来館者：1,000人



(2) 秋の夜間特別開館2017

資料館を淡い光で彩る行灯まつりや模擬店、音楽コンサート、風呂敷和のラッピング体験など、資料館保存運営委員会や地元団体と連携して事業を行った。

■ 日時：9月30日（土）

■ 来館者：450人



(3) ミニ門松づくり

ミニ門松づくりを保存運営委員会との共催で開催した。

■ 日時：12月24日（日）9:30～11:00

■ 参加者：36人



(4) 企画展：つるし雛とちりめん遊び展

地元団体「きさらぎ会」の協力により手作りの雛人形など、ひなまつりにちなんだ手芸作品を展示した。保存運営委員会との共催。

■ 期間：平成30年2月10日（土）～3月8日（木）

■ 来館者：815人



(5) おひなまつりコンサート

おひなまつりにちなみ地元団体の協力のもとウクレレによる演奏を、保存運営委員会と共催で開催した。

■ 日時：平成30年2月25日（日）13:30～15:00

■ 参加者：123人



3 施設の利用

(1) 立会所

資料館の施設利用については、四日市市楠歴史民俗資料館条例第8条により、立会所のざしき(西)・ざしき(東)・小ざしき及び水屋を、資料館の設置目的に反せず、資料館の公開に支障のない範囲において、公開使用を許可している(有料)。平成29年度実績は以下のとおりである。

- ・会議
4月19日(水) 四日市市楠歴史民俗資料館保存運営委員会
- ・研修
11月16日(木) 個人

(2) 企画展示コーナー

資料館の賑わい創出のため、展示棟内の展示スペースを企画展示コーナーとして希望者に提供している(無料)。平成29年度実績は以下のとおりである。

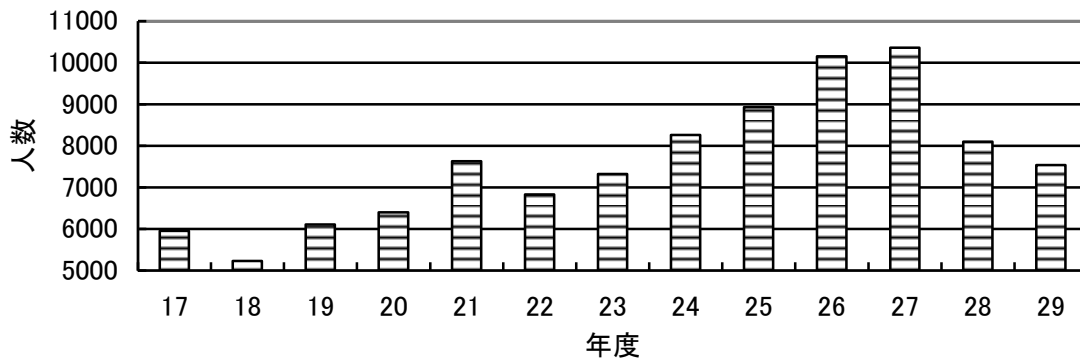
- ・内部楽しい絵手紙作品展
4月1日(土)～30日(日) 内部絵手紙教室(四日市市)
- ・絵手紙展
5月2日(火)～14日(日) 個人(四日市市)
- ・影と光のハーモニー ライティングアート展
5月16日(火)～31日(水) 生活色彩「ガラスアート」(四日市市)
- ・趣味を楽しむ和布展
6月1日(木)～15日(木) 仲良し手作りの会(四日市市)
- ・かな書展
6月16日(金)～30日(金) 一ノ宮かな書道教室(鈴鹿市)
- ・銅板工芸・陶芸作品展
7月1日(土)～15日(土) 桜山上銅板工芸教室(四日市市)
- ・銅板工芸作品展
7月16日(日)～30日(日) 熟年大学28期30期銅板工芸同好会(四日市市)
- ・趣味の写真展
8月1日(火)～31日(木) 個人(四日市市)
- ・楠町絵画サークル展・くす三人展
9月1日(金)～30日(土) 楠町絵画サークル(四日市市)
- ・銅板工芸展
10月1日(日)～15日(日) 水曜会(四日市市)
- ・絵手紙作品展
10月17日(火)～31日(火) 個人(四日市市)
- ・絵手紙展
11月1日(水)～30日(木) 河原田花みかんの会(四日市市)
- ・大人の女性のためのクリスマスコーディネート展
12月1日(金)～15日(金) Lapisスタイル(四日市市)
- ・趣味の表装展
12月16日(土)～28日(木) 個人(四日市市)
- ・手芸姉妹展
平成30年1月5日(金)～31日(水) 個人(鈴鹿市)
- ・古布で遊ぶ一人展
平成30年2月2日(金)～28日(水) 個人(四日市市)
- ・トールペイント展
平成30年3月1日(木)～15日(木) 個人(鈴鹿市)
- ・六年生卒業作品展
平成30年3月16日(金)～31日(土) 大田黒書道教室(四日市市)

4 利用状況

(1) 観覧者数 (4月1日～平成30年3月31日)

月	開館日数	人数
4月	26	420
5月	26	1,502
6月	26	681
7月	26	456
8月	27	557
9月	26	921
10月	26	388
11月	26	275
12月	24	383
1月	24	450
2月	24	800
3月	27	703
合計	308	7,536

(2) 観覧者数推移



年度 (平成)	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
観覧者数	5,955	5,230	6,110	6,397	7,634	6,829	7,321	8,258	8,927	10,157
累計	5,955	11,185	17,295	23,692	31,326	38,155	45,476	53,734	62,661	72,818
年度 (平成)	27	28	29							
観覧者数	10,365	8,102	7,536							
累計	83,183	91,285	98,821							

5 関係法規

四日市市楠歴史民俗資料館条例

平成 17 年 3 月 28 日条例第 13 号

改正

平成 20 年 6 月 27 日条例 23 号

平成 22 年 3 月 25 日条例 7 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 67 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 の規定に基づき、四日市市楠歴史民俗資料館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(設置)

第 2 条 本市は、楠地域の歴史及び文化の保存並びに地域文化の振興を図るため、四日市市楠町本郷 1068 番地に四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。

(定義)

第 3 条 この条例において「公開使用」とは、資料館の一部について、入場者の排除を行わずに、第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動を行うために使用することをいう。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(事業)

第 4 条 資料館は、第 2 条の設置目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 楠地域の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、展示し、及び利用に供すること。
(2) 資料館資料についての説明、助言に関すること。
(3) 他の資料館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。
(4) 第 2 条に掲げる目的に沿った文化活動のための施設の提供に関すること。
(5) その他必要な事業
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(管理)

第 5 条 資料館の管理は、法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(指定管理者の業務の範囲)

第 6 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
(1) 第 8 条に規定する公開使用の許可、第 11 条に規定する特別利用の許可、第 12 条に規定する資料館資料貸出しの許可、第 13 条に規定する許可の取消し、第 14 条に規定する入館の制限、第 16 条に規定する特別の設備の設置許可その他資料館の使用許可に関する業務

- (2) 第 9 条に規定する利用料金の徴収、第 10 条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関する業務
- (3) 資料館資料、施設、附属設備等(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めた業務
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(観覧料)

第 7 条 資料館の観覧料は、無料とする。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(公開使用の許可)

第 8 条 資料館の一部を公開使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可を行わないものとする。
(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
(2) 施設等を損傷又は汚損するおそれがあるとき。
(3) その他施設等の管理上支障があるとき。
3 指定管理者は、第 1 項の許可に際して、必要な条件を付けることができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(利用料金)

第 9 条 資料館の公開使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。
2 前項に定める利用料金の額は、別表第 1 に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。
3 利用料金は、法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕、
一部改正〔平成 22 年条例 7 号〕

(利用料金の還付)

第 10 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。
追加〔平成 20 年条例 23 号〕

(特別利用の許可)

第 11 条 資料館資料について、学術研究のための熟覧、模写、模造、撮影等をしようとする者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。
2 第 8 条第 2 項及び 3 項の規定は、前項の許可について準用する。
一部改正〔平成 20 年条例 23 号〕

(資料館資料の貸出し)

第 12 条 資料館資料は、貸し出すことができない。ただし、指定管理者は、当該資料館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、資料館の運営に支障を来たさない範囲において、次の各号に掲げるもの

に対して、貸出しを許可することができる。

- (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (2) 国及び地方公共団体
 - (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校又はこれに類するものとして委員会が認めた施設
 - (4) その他委員会が適当と認めたもの
- 2 第8条第2項及び3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第1項の許可を受けたもの(以下「借入者」という。)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。
- 4 第1項の貸出期間は、30日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、1年以内とすることができる。
- 追加〔平成20年条例23号〕、一部改正〔平成22年条例7号〕

(許可の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、使用者、利用者又は借入者(以下「使用者等」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、若しくは使用、利用若しくは貸出し(以下「使用等」という。)を停止し、又は許可を取り消すことができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 許可の条件に違反したとき。
 - (3) 第8条第2項各号(第11条及び前条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
 - (5) その他施設等の管理上特に必要があるとき。
- 2 前項の規定により、使用者等に損害が生じて、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。
- 追加〔平成20年条例23号〕

(入館等の制限)

- 第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、資料館への入館を拒否し、又は退館を命じることができる。
- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められた者
 - (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められた者
 - (3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められた者
 - (4) その他資料館の管理運営上支障があると認められた者
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(権利の譲渡等の禁止)

- 第15条 使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(特別の設備等)

- 第16条 使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(原状回復の義務)

- 第17条 使用者等は、使用等を終了したとき又は第13条の規定により使用等を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。
- 2 使用者等が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(損害賠償)

- 第18条 使用者等が使用等の際に施設等を損傷又は滅失したとき又は入場者が観覧の際に施設等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 一部改正〔平成20年条例23号〕

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 一部改正〔平成20年条例23号・22年7号〕

附 則

この条例は、平成17年4月29日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第23号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の四日市市楠歴史民俗資料館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成25年12月27日条例第67号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市楠歴史民俗資料館条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市市楠歴史民俗資料館の使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

別表第1(第9条関係)

		利用料金の上限額(円)	
		午前	午後
区分		午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで
立会 所	ざしき(西)	650	650
	ざしき(東)	650	650
	小ざしき及び水屋	650	650

	全室利用	1,950	1,950
--	------	-------	-------

追加〔平成 20 年条例 23 号〕、一部改正〔平成 25 年条例 67 号〕

四日市市楠歴史民俗資料館条例施行規則

平成 22 年 3 月 24 日教委規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市楠歴史民俗資料館条例(平成 17 年四日市市条例第 13 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 四日市市楠歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めたときは、四日市市教育委員会(以下「委員会」という。)の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 資料館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、委員会の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。
- (2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(公開使用許可の申請)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定により、資料館の公開使用許可を受けようとする者は、四日市市公共施設利用許可申請書(第 1 号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請しなければならない。

- 2 前項の申請は、使用しようとする日(引き続き 2 日以上使用しようとする場合は、その最初の日。以下「使用日」という。)の属する月の初日前 3 月から受け付けるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の定める期間前においても受け付けるものとする。
 - (1) 市が主催する行事に使用するとき。
 - (2) その他指定管理者が特に必要があると認め、委員会の承認を得たとき。

(公開使用の許可)

第 5 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めたときは、四日市市公共施設利用許可書(第 2 号様式。以下「利用許可書」という。)を交付するものとする。

- 2 資料館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設の使用の際に、利用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。
- 3 使用の許可は、申請の順序とする。ただし指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て他の方法によることができる。

(公開使用の変更等)

第 6 条 使用者は、利用許可書に記載された事項を変更し、又は資料館の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設利用変更(取消)・還付申請書(第 3 号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に利用許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金等の還付)

第 7 条 条例第 10 条ただし書の規定により利用料金等を還付する場合及び還付する額は、次に掲げるとおりとする。

還付する場合	還付する額
災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において利用できなかったとき。	利用料金の全額
使用日の 1 月前(使用日の 1 月前が休館日の場合は、その直前の開館日)までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	利用料金の全額
上欄に規定する場合を除き、使用日の前日までに使用許可の取消しを申請し、許可されたとき。	既納の使用料から取消料(使用料から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の 100 分の 50 に相当する額。ただし、10 円未満の端数が生じた場合は四捨五入した額とする。)を差し引いた額

(特別利用の許可の申請)

第 8 条 条例第 11 条の規定により、特別利用の許可を受けようとする者(以下「利用者」という。)は、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可申請書(第 4 号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 特別利用の許可は、申請の順序とする。

(特別利用の許可)

第 9 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めたときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用許可書(第 5 号様式。以下「特別使用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 指定管理者は、前項の許可に際して、管理上必要な条件をつけることができる。

(特別利用の変更等)

第 10 条 利用者は、特別使用許可書に記載された事項(使用日、使用時間区分を除く。)を変更し、又は利用を取り消そうとするときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可申請書(第 6 号様式)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の変更又は取消しを許可したときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料特別利用変更(取消)許可書(第 7 号様式)を申請者に交付するものとする。

(特別利用の制限)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当するときは、条例第 8 条に規定する資料館資料の特別利用の許可を行わないものとする。

- (1) 特別利用によって資料館資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。
- (2) 現に資料館資料が展示されているとき。

(3) 寄託された資料館資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4) 著作権がある資料館資料で著作権者の承諾を得て(資料館資料の貸出許可の申請)

第 12 条 資料館資料の貸出しを受けようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可申請書(第 8 号様式)を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該資料館資料が資料館に寄託された資料であるときは、当該資料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

(資料館資料の貸出許可の交付)

第 13 条 指定管理者は、前条の申請について適当と認めるときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料貸出許可書(第 9 号様式)を交付するものとする。

(寄贈又は寄託)

第 14 条 資料館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、四日市市楠歴史民俗資料館資料寄贈(寄託)申請書(第 10 号様式)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の承認を行うときは、四日市市楠歴史民俗資料館資料受領書(第 11 号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。

3 寄託資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4 市長は、寄贈資料が火災等やむを得ない理由により汚損破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5 寄託資料の返還は、寄託者の申出により、受領書と引換えに行うものとする。

(補則)

第 15 条 この規則の施行に関し、この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(5) その他委員会が特別利用をすることが不相当と認めるとき。

II 施設概要

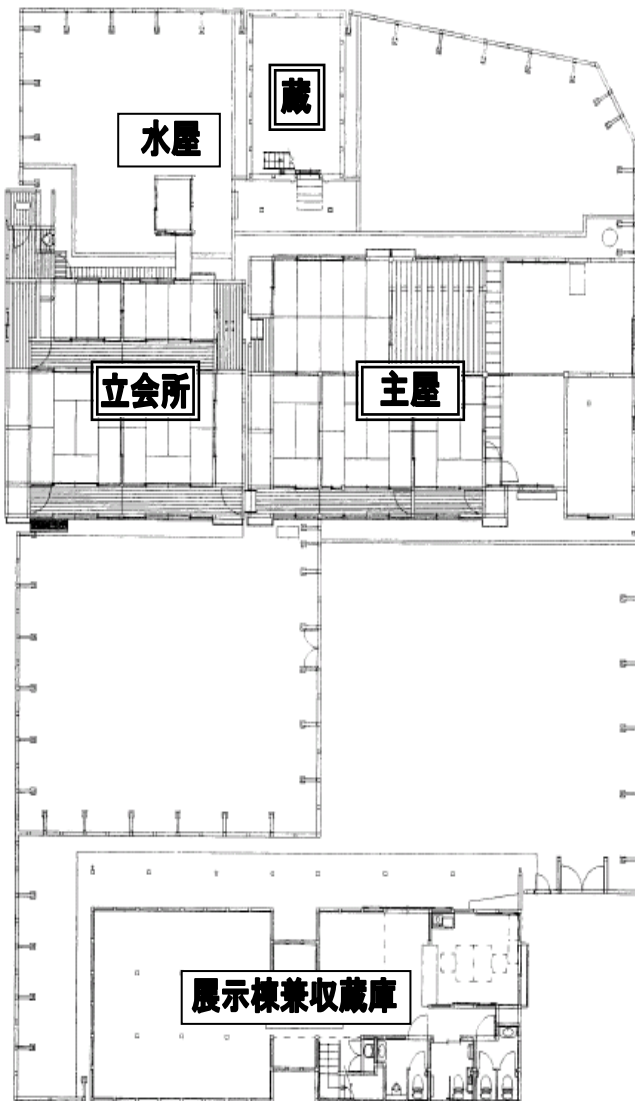
所在地 〒510-0106
三重県四日市市楠町本郷 1068 番地
電話 059-398-3636
FAX 059-398-3637

施設規模 敷地面積 1,229.23 m²
建築面積 338.09 m²
延床面積 448.24 m²
建物構造
主屋・立会所 (四日市市指定有形文化財)
木造瓦葺平屋 209.75 m²
蔵 (四日市市指定有形文化財)
木造棧瓦葺平屋 39.08 m²
水屋
木造瓦葺平屋 2.76 m²
展示棟兼収蔵庫
木造瓦葺2階建 196.65 m²

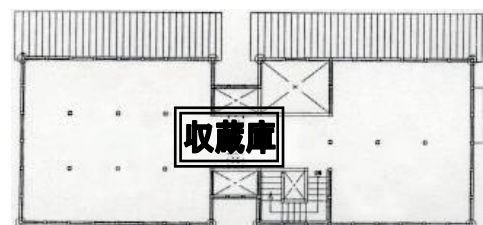
付属設備等 放送設備 冷暖房装置 会議用机・椅子
A V コーナー 駐車場 11 台

館内見取図

1 階平面図



2 階平面図



平成 29 年度四日市市立博物館年報 第 25 号

平成 30 年 8 月 22 日発行
編集・発行 四日市市立博物館
〒510-0075 四日市市安島一丁目 3 番 16 号
TEL 059-355-2700(代)
FAX 059-355-2704

<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/museum/>